

山梨県文化財保存活用大綱 素案

山梨県教育委員会

山梨県文化財保存活用大綱 素案

<目次>

第1章 大綱策定の基本的な考え方	1
1 大綱策定の背景と目的	1
2 大綱の位置付け	1
3 各計画との関係	2
(1) 総合計画との関係	2
(2) 各部門計画等との関係	2
第2章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針	7
1 山梨県の概要	7
(1) 地形・地質	7
(2) 歴史	7
(3) 人口	8
(4) 産業の状況	8
(5) 観光客の動向	9
2 山梨県の文化財の概要	10
(1) 文化財の体系	10
(2) 文化財の概要	11
(3) 各エリアの状況	17
3 文化財の保存・活用に関する現状や問題点、主な課題	21
(1) 継承・維持管理について	22
(2) 文化財の価値の共有化について	23
(3) 活用について	24
4 将来像、文化財の保存・活用に関する方向性	26
(1) 将来像	26
(2) 方向性	26
第3章 取り組みの方針	28
1 地域の多様な関係者が共に支える文化財の保存・継承の取り組み	28
(1) 文化財の保存・継承等	28
2 文化財の魅力や価値の共有による地域のアイデンティティーの確立	28
(1) 文化財の調査・指定等	28
(2) 価値や魅力の共有化	28
3 文化財を活用し、来訪者を増加させる地域の魅力づくり	29
(1) 情報発信等	29
(2) その他の取り組み	29

第4章 県が主体となって講じる措置	30
1 地域の多様な関係者が共に支える文化財の保存・継承の取り組み	30
(1) 指定文化財の所有者等に対する修理・整備等に対する支援	30
(2) 指定文化財の所有者等に対するその他の支援	30
(3) 域内の市町村や博物館等における専門人材の育成・確保	30
2 文化財の魅力や価値の共有による地域のアイデンティティーの確立	30
(1) 文化財の調査・指定	30
(2) 価値や魅力の共有化	31
3 文化財を活用し、来訪者を増加させる地域の魅力づくり	31
(1) 情報発信等	31
(2) その他の取り組み	31
4 その他の措置	32
第5章 県内の市町村への支援の方針	33
1 市町村が行う文化財の保存・活用に関する取り組みへの支援の方針	33
2 市町村の文化財保存活用地域計画作成の支援	33
3 専門職を配置していない市町村への支援	33
第6章 防災及び災害発生時の対応	35
1 災害に備えた平時からの普及啓発	35
(1) 普及啓発活動や防犯・防災対策の取り組みの促進	35
(2) 文化財の現況の把握と防災スキルの向上	36
(3) 文化財防災ネットワークの設置・運用	36
2 被害状況の収集・緊急的なレスキュー活動など災害発生時に行う取り組み	36
(1) 文化財被災状況の収集、共有化	36
(2) 被災時の対応	36
第7章 文化財の保存・活用の推進体制	38
1 県と市町村との協議の場の設置	38
2 人材の配置について	38
(1) 文化財主事の配置	38
(2) 学芸員の配置	38
3 関係部局の施策との連携	39
4 民間団体等との連携	39
<別添資料>	
○ 連携等に関するデータ	41
○ 山梨県文化財保存活用大綱と主な他計画との関連図	44
○ 山梨県文化財指定等に係る基準	45
○ 文化財の保存・活用に関する市町村の状況	51

第1章 大綱策定の基本的な考え方

1 大綱策定の背景と目的

全国的に少子高齢化や過疎化が進み、文化財の保存や活用の担い手不足により文化財の継承が危ぶまれている。

一方で、文化財を地域資源として、地域主体の文化財の掘り起こしやまちづくりへの活用する機運が高まっている。

国の文化審議会は、平成29年12月の第一次答申「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について」において、これまで価値付けが明確でなかった未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総掛かりで、その継承に取り組んでいくことが重要とした。

答申を受け「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」が国会に提出され、平成30年6月に成立した。

改正文化財保護法では、文化財の次世代への確実な継承に向け、地方公共団体や民間団体等の文化財の保存・活用に向けた役割分担の見える化を行い、文化財の保存や活用を総合的・計画的に推進するための枠組みを制度上位置付けるとし、都道府県は「文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱」を策定できることとされた。

こうしたなか、本県の文化財を次世代へ着実に継承するとともに、まちづくりや地域振興への更なる活用を図るため、現状や課題を踏まえた文化財行政のあり方や文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確にすることが必要となっている。

このような背景、考え方のもと、これまでの文化財を保護するための取り組みに加え、今後、さらなる文化財の保存・活用を進めていくうえで求められる共通の基盤・指針なる大綱を策定する。

2 大綱の位置付け

この大綱は、文化財保護法第183条の2第1項の規定に基づく、本県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の方向性を示すものである。

なお、本大綱は、山梨県における文化財の保存活用の基本的な方向性等を定めるものであることから、社会状況の変化や山梨県の総合計画等の改定の状況も踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）

（文化財保存活用大綱）

第183条の2 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱（次項及び次条において「文化財保存活用大綱」という。）を定めることができる。

3 各計画との関係

各計画との関係性は、別添資料(P44)「山梨県文化財保存活用大綱と主な他計画との関連図」に示すとおり。

(1) 総合計画との関係

① 山梨県総合計画

山梨県総合計画は、各部門における県計画の上位に位置する、新たな県政運営の基本方針となるものであり、約20年後の2040年頃までに目指すべき本県の姿を明らかにする長期的な構想としての性格と、リニア中央新幹線の開業後となる2030年頃を視野に、2019(令和元)年度から2022(令和4)年度までの4年間に実施する施策・事業の内容や工程等を明らかにするアクションプランとしての性格を併せもつものである。

文化財に関連する事項については、第3章アクションプランの戦略1「攻めの「やまなし」成長戦略」政策5「地場産業や経済を循環させる産業の強化」において

- ・ 郷土への誇りや愛着を深め、史跡甲府城跡を次代へ着実に継承しつつ、更なる活用を推進するとともに中心市街地の賑わいの創出や活性化を図るため、甲府城周辺整備を進める。

戦略2「次世代「やまなし」投資戦略」政策3「文化芸術やスポーツの振興による可能性の発揮」において

- ・ 文化財の次世代への継承とまちづくりや地域振興への活用を図るため、基本的な方向性を明確にした保存活用大綱を策定するとともに、地域における計画的な文化財の保存と活用の取り組みを支援する。

としている。

(2) 各部門計画等との関係

① 山梨県教育振興基本計画

山梨県教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、本県教育振興の基本計画であるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づく本県教育大綱との整合を図り策定するものであり、今後の本県教育を推進するための基本指針となるものである。

文化財の保存・活用関連では、基本目標1「生きる力を育む質の高い教育の実現」において、「文化財の適切な保存と継承のための取組」として、

- ・ 文化財の保存状態についての調査を実施し、文化財の適切な保存と継承のための取り組みを行う。

- ・ 民間助成団体が行う、地域固有の伝統芸能等の記録保存事業に対する助成制度等を周知する。
- ・ 民俗文化財の保存・継承のための記録に係る取組へ支援する。
- ・ 文化財の保存に係る緊急性や必要性を適切に判断し、所有者等が行う文化財の保存修理を支援する。
- ・ 県文化財保護審議会等と連携し、文化財として保護すべき物件の把握と新規指定を推進する。
- ・ 県埋蔵文化財センターや県立博物館施設等の機能の充実。
- ・ 市町村等の関係機関と連携し、文化財の適切な収蔵、保存、公開、普及啓発、調査研究を行う。
- ・ 県庁舎別館の文化財としての保存活用を図りながら、「山梨近代人物館」において、常設展や講演会等を開催する。
- ・ 富士山の世界遺産登録を受けて、構成する資産の文化財について、「保存管理計画」等に基づき、適切な保存管理を図る。
- ・ 日本遺産や文化財を幅広く活用し、観光・地域に貢献する。
などとしている。

② 山梨県文化芸術推進基本計画

山梨県文化芸術推進基本計画は、平成30年に制定された文化芸術の振興等に関する基本理念や県の責務、文化芸術の振興等に関する施策の基本となる事項等を定める「山梨県文化芸術基本条例」に基づき、本県の文化芸術の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものである。

文化財の保存・活用関連では、基本方針1「文化芸術が活力を生み出す地域づくり」、基本方針2「県民誰もが文化芸術に親しめる環境づくり」、基本方針3「山梨の文化芸術を育む人づくり」において、

- ・ 本県固有の特色ある文化芸術に対する県民の関心と理解を深め、親しむ機会を提供することなどにより、文化芸術を保護、継承していく機運の醸成を推進する。
- ・ 本県固有の文化芸術について県民が学ぶ機会を積極的に提供する。
- ・ 市町村や文化芸術団体等と連携し、地域の伝統的な文化芸術への関心と理解を深めるとともに、後継者の育成に繋がる活動の機会の提供を図る。
- ・ 伝統芸能や民俗芸能等で利用される道具の製作、修理等に必要な伝統技術の継承活動を促進する。
- ・ 貴重な文化財を後世に伝えるため、未指定文化財の調査・指定に向けた取り組みを推進する。
- ・ 文化財の保存や活用に繋げるため、文化財の公開や展覧会を開催する。

- ・ 指定文化財等を適切に後世に伝えるため、保存修理等を支援するとともに、無形民俗文化財の記録映像の制作等により、その保存や活用を推進する。
- ・ 子どもたちが、伝統芸能・民俗芸能等の担い手から直接学び体験する機会の拡大を図る。
- ・ 子どもたちが地域の文化芸術に誇りと愛着が持てるよう、市町村、文化芸術団体、学校等が連携し、乳幼児期から地域固有の文化芸術に触れる機会を提供する。
- ・ 世界文化遺産富士山や、日本遺産「葡萄が織りなす風景」及び「星降る中部高地の縄文世界」に代表される県内各地の自然景観・文化的景観を守るとともに、それらを活かした地域づくりを推進する。
- ・ 神社仏閣、歴史的建造物などを活用したまちづくり施策を推進する。
- ・ 県内各地の文化施設、観光施設等の連携や協働を促進し、本県の文化芸術の魅力を広く PR する。
- ・ 文化財や伝統芸能、食文化を観光資源として活用し、多様なニーズに応じた観光モデルコースの開発を促進する。

などとしている。

③ やまなし観光推進計画

やまなし観光推進計画は、おもてなしのやまなし観光振興条例に基づき策定する観光推進計画で、近年、急速に増加している外国人旅行者や、個人旅行化によるニーズの多様化、情報通信技術の著しい進展など、時代とともに変化する社会情勢に的確に対応するため、令和元年度に改定された。

文化財の保存・活用関連では、「第7章観光振興戦略について」「1 受入環境の整備」「②美しい景観づくりの推進」「③地域資源の保全、磨き上げ」において、

- ・ 本県の魅力的な資源である自然景観を美しく保全するとともに、果樹園等の農地、古民家のたたずまいを残した集落、町並み、沿道や個人の庭先など、本県を訪れる旅行者の目に触れる良好な景観の形成を推進する。
- ・ 地域の歴史的または文化的意義を有する建物や、美術工芸品、祭り等について保存・活用や継承・発展に努める。
- ・ 信玄公生誕500年などを本県の誇る歴史や文化をアピールする観光の好機と捉え、周知するとともに、それを次世代へ引き継いでいけるよう、市町村等と連携した取り組みを進める。

などとしている。

また、「2 地域資源の活用」において、

- ・ 日本遺産に認定された峡東地域の「葡萄畑が織りなす風景」や中北・峡東地域を含む「星降る中部高地の縄文世界」などの構成文化財と地域資源のネットワーク化による周遊ルートの開発を推進する。
 - ・ 峡南地域の神社・仏閣、伝統工芸等の歴史文化を核として温泉や食などを活用する「峡南・歴史文化ツーリズム構想」への参画など、歴史・文化に着目したツーリズムを推進する。
- などとしている。

④ 山梨県都市計画マスタープラン

山梨県都市計画マスタープランは、県が、現行都市計画区域を越えた広域的な観点から、今後の本県の都市計画の方針を明確に示すことを目的として策定するものである。

文化財の保存・活用関連では、第1章「都市づくりの基本方針」において、

- ・ 地域ごとの多様な個性や価値を認識し、県民をはじめ観光客にとっても魅力のある都市とするため、地域固有の歴史的・文化的遺産を積極的に活用したまちなみの整備、城址や伝統的な風土を有する良好な自然地などを活用した公園づくりや緑地の保全、歴史と文化のみちづくりなど個性豊かな都市づくりを推進する。
 - ・ 地域固有の優れた自然や田園景観の保全、歴史的な街並み等を活用した景観形成により地域の魅力を一層高めていくことが重要である。このためには、景観法を活用して地域が主体となって建築行為の制限を進めるなど、美しく魅力あふれる景観を創出するための取り組みを積極的に推進・支援する。
- などとしている。

⑤ 美の郷やまなしづくり基本方針

美の郷やまなしづくりは、美しく活力ある県土を後世に引き継ぐため、「美しい県土づくりガイドライン」と「山梨の大観」の景観形成の考え方を基に更に進めて、「景観づくり」とともに「環境・文化・風土産業」の活動を合わせた「総合的まちづくり」を、県・市町村・事業者・住民・NPOなどが協働により県土全域で実践していくことを目的に策定するものである。

文化財の保存・活用関連では、第2章「美の郷やまなしづくりの考え方」において、

- ・ 暮らしに根ざした景観、伝統行事、文化財などの地域の「かけがえのない資源や財産」は、山梨に住むことの誇りとふるさととしての愛着を感じさせるものであり、県民共有の財産として大切に守り、後世に継承していかねばならないため、地域の「かけがえのない資源や財産」を把握し、それらを地域の景観づくりに活用する取り組みが重要となる。

などとしている。

その他の計画における文化財の保存・活用に関する記載内容

○ 山梨県緑化計画

- ・ 歴史上または学術価値の高い有形文化財、史跡、名勝や巨樹・名木の保護を図る。
- ・ 富士山の文化的な価値の啓発などを行い、世界文化遺産である富士山を世界に誇れる山として保全し、その美しい景観を将来に引き継いでいくための取り組みに努める。

○ 第2次山梨県環境基本計画

- ・ 歴史上又は芸術上価値の高い建造物などの有形文化財、史跡、名勝などの保護を図る。
- ・ 学術上価値の高い動物、植物について、文化財（天然記念物）としてその保護を図る。

○ 山梨県強靱化計画

- ・ 地域の活性化、森林の公益的機能の維持・増進等を図るとともに、建築物等の耐震対策を推進するとし、有形文化財（建造物）の耐震対策の推進について記載

○ 山梨県地域防災計画

- ・ 文化財の災害予防対策として、文化財の管理責任や指定文化財の防災施設（防火施設、保存庫）に対する補助金の交付等について記載

第2章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針

1 山梨県の概要

(1) 地形・地質

- 山梨県は日本列島のほぼ中央に位置し形状は概ね円形で、東西及び南北の長さは約90 km、総面積は4,465 km²である。
- 中心部の甲府盆地を除いて平地部は極めて少なく、総面積の約86%を山地が占めている。
- 北部から東部にかけては甲武信岳をはじめとする関東山地が、その南には道志山地・御坂山地が連なり、西には赤石山脈、南部には富士山に代表される高峻な山岳に囲まれる。
- 雄大な山岳をはじめ、これらを源とする河川や溪谷、富士山や八ヶ岳の裾野に広がる高原、美しい山並みを映す富士五湖など、多様で豊かな自然が織りなす美しい景観を有する。
- 急峻な山岳から雨水などによって運ばれた土砂は、大小さまざまな扇状地を形成し、その水はけのよさから甲府盆地一帯にはモモやブドウなどの果樹景観が展開している。

(2) 歴史

【原始・古代】

- 山梨に人々の営みが認められるのは、約3万年前の旧石器時代からである。
- 約1万5,000年前頃に、後氷期の温暖な気候のもと森林環境に適応し、縄文土器を製作・使用する縄文文化が成立した。やがて甲府盆地縁辺の扇状地や台地、八ヶ岳山麓、茅ヶ岳山麓や河岸段丘などに集落が営まれた。山梨県域は黒曜石流通の中継地でもあり、中部高地から関東地方西部に及ぶ一体的な文化を形成する核地域となった。
- 山梨への稲作の伝来は、弥生時代前期後半で2,500年前をやや遡った時期とされる。中期以降(2,400年前～)は、甲府盆地低地の開拓も進み、大きな集落や方形周溝墓群も形成された。
- 4世紀末から大丸山古墳や銚子塚・丸山塚古墳が造られ、甲府市中道地区の曾根丘陵に大きな勢力が存在していたことが伺える。
- 8世紀は「山梨・八代・巨摩・都留」の4郡からなる甲斐国が形成される。その中心は国府・国衙の地名や国分寺があることから、今の笛吹市春日居町、御坂町、一宮町付近にあったといわれている。
- 12世紀に入ると公家の支配による古代国家の体制は揺らぎ、武士が台頭する。天承1年(1131年)ころ、甲斐国には源義清、清光の親子が入り甲斐源氏を興す。

【中世・近世】

- 16世紀の武田氏は戦国大名として発展し、甲府に躑躅ヶ崎館や要害城を築いて拠点とした。
- 天正10年（1582年）に武田氏が滅亡すると、甲斐国は織田・豊臣・徳川と支配が移り、江戸幕府の下で甲府藩（国中）、谷村藩（郡内）が成立し享保9年（1724年）には幕府直轄地となる。
- 甲州街道や富士川舟運の発達は、物資の流通や文化の流入を促した。

【近代・現代】

- 甲斐国は明治元年（1868年）3月、官軍の甲府城入城後、府中県、市川県、石和県が設置されたが、統合して甲斐府となり、甲府県を経て、明治4年（1871年）11月20日に山梨県となる。
- 明治前半は、藤村県令の勸業政策により、製糸業やぶどう酒醸造業が育成される。後半は中央線が開通し、産業や文化が進展する。農家は小作地率が高く、大正から昭和にかけて小作争議が多発していた。
- 富士川舟運は中央線の開通によって急激に衰退し、身延線の開通する昭和初期にはその歴史を閉じる。
- 昭和20年（1945年）、終戦を迎え、戦後の農地改革によって自作農中心の体制となり、その後の農業経営は果樹への転換が著しくなる。
- 高度経済成長期には商工業が発達した。さらに昭和57年（1982年）の中央自動車道の全線開通後は物流に拍車がかかり、ますますの工業化が進んで今日に至る。

（3）人口

- 平成30年（2018年）の本県の総人口は約81万人と、平成11年（1999年）の約89万人をピークに平成14年（2002年）以降17年連続で減少している。
- 特に、本県の総人口に対する老年人口（65歳以上）が占める割合は約3割となっている一方で、年少人口（15歳未満）は平成29年（2017年）には10万人を割り、平成30年（2018年）は約9万7千人（11.9%）となるなど、少子高齢化が急速に進行している。

（4）産業の状況

- 本県の平成27年度（2015年度）の産業別県内総生産の構成比（名目）は、第一次産業1.7%、第二次産業37.3%、第三次産業60.5%となっており、全国比率の第一次産業1.1%、第二次産業26.2%、第三次産業72.7%と比較して、第二次産業が高く、第三次産業が低い状況となっている。

(5) 観光客の動向

- 山梨県における観光入込客数は、平成 26 年(2014 年)以降 3,000 万人を超えて、平成 30 年(2018 年)には 3,769 万人となっている。
- 平成 30 年(2018 年)の観光入込客の年代別構成比をみると、40 歳代(21.1%)が最も高く、次いで 50 歳代(19.7%)、60 歳代(17.8%)となっており、20 歳代(12.3%)、30 歳代(15.2%)は低い状況にある。60 歳代以上が 28.6%と、高齢旅行者の割合は約 3 割と安定した推移を見せている。
- 延べ宿泊者数は、平成 27 年(2015 年)の 842 万 6 千人泊をピークに減少傾向にあったが、平成 30 年(2018 年)には増加に転じた。これは、これまで減少の主な要因であった日本人延べ宿泊者数が増加に転じたことによる。
- 外国人延べ宿泊者数は、平成 30 年(2018 年)に 196 万 1 千人泊と過去最高となり、平成 23 年(2011 年)の 25 万人泊と比較すると、約 7.8 倍となっている。

2 山梨県の文化財の概要

(1) 文化財の体系

- 文化財は、法により、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群に分類されている。(第2条)
- 埋蔵文化財(第92条)や文化財の保存技術(第147条)についても保護の対象とされている。
- 有形文化財は、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料としている。
- 無形文化財は、演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いものである。その「わざ」を高度に体现しているものを保持者又は保持団体に認定し、重要無形文化財の各個認定保持者は「人間国宝」と通称されている。
- 民俗文化財は、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないものであり、有形民俗文化財と無形民俗文化財に分かれている。
- 記念物は、貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。))及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。))で我が国にとって学術上価値の高いものである。
- 文化的景観は、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないものである。
- 伝統的建造物群は、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いものである。
- 埋蔵文化財は、土地に埋蔵されている文化財のことをいう。埋蔵文化財の存在が知られている土地(周知の埋蔵文化財包蔵地)は県内で約4,900カ所あり、毎年20~30件程度の発掘調査が行われている。
- また、文化財保護法に基づく指定・登録制度のほか、日本遺産などの認定を受けて文化財を中心とした構成資産により地域を広域にとらえ面的に活用して地域活性化に取り組む事例も増えている。

- さらに、生活文化や国民娯楽など、必ずしも文化財に該当するとは言えないものであっても、各地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産については、これを幅広く捉え、文化財と同等に取り扱う視点も有効であるとされている。

(2) 文化財の概要

① 文化財の件数

- 本県の文化財を指定別にみると、国宝5件、特別名勝2件及び特別天然記念物3件を含む170件の国指定文化財、535件の県指定文化財（いずれも令和元年12月1日現在）、市町村指定文化財1,582件（令和元年5月1日現在）となっている。
- 分類別にみると、有形文化財のうち建造物が360件、その他の有形文化財が981件、無形文化財が3件、民俗文化財が210件、記念物（史跡、名勝、天然記念物）が733件、重要伝統的建造物群保存地区の選定が2件となっている。
- また、近年、登録文化財の数が増えており142件にのぼる。（令和元年12月5日現在）
- そのほか、世界遺産登録地域が1件、日本遺産認定地域が2件となっている。

山梨県内の指定文化財件数 令和元年12月5日現在(市町村指定件数は令和元年5月1日現在)

分類			国	国宝	県	国、県計	市町村	国・県・市町村計
有形文化財	建造物	建造物	52	内2	66	118	242	360
	美術工芸品	絵画	12	内2	48	60	626	981
		彫刻	25		64	89		
		工芸品	8	内1	66	74		
		書跡、典籍	5		58	63		
		考古資料	6		46	52		
	歴史資料	1		16	17			
計			109	内5	364	473	868	1341
無形文化財	無形文化財	演劇、音楽、工芸技術等	0		0	0	3	3
民俗文化財	無形民俗文化財	衣食住、生業、信仰年中行事の風俗習慣、民俗芸能	4		20	24	95	119
	有形民俗文化財	無形民俗文化財に用いられる衣服、器具、家具など	1		13	14	77	91
	計			5		33	38	172
記念物(史跡・名勝・天然記念物)	分類			特別				
	史跡	貝塚、古墳、都城跡等	16		27	43	196	239
	名勝	庭園、橋梁、溪谷等	6	内2	5	11	15	26
	天然記念物	動物、植物、地質鉱物	34	内3	106	140	328	468
	計			56	内5	138	194	539
総計			170	内10	535	705	1,582	2,287
重要伝統的建造物群保存地区							2	
選定保存技術							-	
登録文化財							142	
登録有形文化財(建造物)140件、登録有形民俗文化財 1件 登録記念物 1件								

※1 (文化財の選定保存技術) 文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術または技能で保存の措置を講ずる必要があるものを、文部科学大臣は選定保存技術として選定、その保持者及び保存団体を認定する制度。

※2 (登録有形文化財建造物) 50年経過した歴史的建造物のうち、一定の評価を得て文化財として国の登録原簿に登録されたもの。届出制という緩やかな規制を通じて保存・活用が図られる。

② 文化財の傾向 (他の都道府県との比較)

○ 国指定文化財では、天然記念物の件数が30件で全国順位9位、構成比で見ると18%で全国順位8位となっている。

また、有形文化財の建造物が 53 件で全国順位は 13 位であるが、構成比では 31%と全国で最も高い。

一方で無形文化財の指定はなく、史跡は 15 件で全国順位 44 位と低くなっている。

- 県指定文化財でも同様に、天然記念物の件数が 107 件で全国順位 6 位、構成比では 20%で全国順位 9 位と比較的高い。

美術工芸品は 296 件、全国順位で 8 位、構成比では 55%で全国順位 11 位となっている。

また、国同様に、無形文化財は 0 件、史跡は 27 件で全国順位 39 位と低い。

- 市町村指定文化財では、天然記念物の件数が 328 件で全国順位で 10 位、構成比では 21%と全国で最も高い。

その他、建造物が 242 件、全国順位で 15 位、構成比では 15%で全国順位 10 位と比較的高くなっている。

種別 指定別	有形文化財		無形文化財		民俗文化財		記念物			文化的		伝統的建造物		合計								
	建造物		美術工芸				有形	無形		史跡	名勝		天然記念		文化的	伝統的建造物						
	件数	順位	件数	順位	件数	順位	件数	順位	件数	順位	件数	順位	件数	順位	件数	順位	件数	順位				
	構成比 %	順位	構成比 %	順位	構成比 %	順位	構成比 %	順位	構成比 %	順位	構成比 %	順位	構成比 %	順位	構成比 %	順位	構成比 %	順位				
国指定	52	13	57	27	0	24	1	32	4	34	15	44	5	30	30	9	0	22	2	18	166	28
	31	1	34	30	0	24	0.6	30	2.4	31	9	38	3	23	18	8	0	27	1.2	20		
県指定	66	11	296	8	0	42	13	20	20	35	27	39	5	24	107	6	0	2	0	3	534	16
	12	14	55	11	0	42	2.4	26	3.7	43	5.1	46	0.9	27	20	9	0	2	0	3		
市町村指定	242	15	626	31	3	37	77	22	95	29	196	27	15	24	328	10	0	5	0	-	1,582	27
	15	10	40	38	0.2	38	4.9	20	6	25	12	29	0.9	24	21	1	0	7	0	-		

* 国指定は、令和元年12月1日現在、県指定及び市町村指定は令和元年5月1日現在

* 国の公表データから作成。国指定の件数には地域を定めないものを含まないため県の集計とは一致しない

③ 分野別の概要

(7) 有形文化財（建造物）

- 山梨県には優れた中世の文化財建造物が多く残され、中でも大善寺本堂（甲州市）や清白寺仏殿（山梨市）など、わが国の建築史上重要な建造物が残されている。

- 仏教関係以外でも中世神社建築の遺構が見られる社殿建築の建物が多い。

- 近世の建物にみられる特徴として「下山大工」に代表される大工集団による建築があり、善光寺の造営などにも関わっている記録が残る。また、近代の建造物の特色として、当時の県令が進めた政策による擬洋風建築（藤村式建築）や近代の産業遺構としての葡萄酒醸造所などがある。

- また、峡東の切妻造や河内の入母屋造など、独特の民家建築が多く残されている。

(イ) 有形文化財（美術工芸品）

- 5千年ほど前に隆盛期を迎えた縄文時代の豊富な出土品や、4世紀の古墳時代において、甲斐の支配者が甲府盆地南部の曾根丘陵一帯に築いた巨大な古墳から出土した副葬品の数々が指定されている。
- 仏教が伝来した7世紀頃には、甲斐に伝わる多様で豊かな宗教文化の中で、人々の敬虔な思いが形となった仏像や、菩薩、神将像など、数々の仏教美術がみられる。
- 戦国時代には、甲斐を治める武田家由来の文化財が多く残され、武田信虎ら武将たちの面影を伝える肖像画、寺社に納められた奉納品、国内支配のために発した古文書など武田家の遺産として現在まで受け継がれている。

(ウ) 無形文化財

- 現在、本県において国指定、県指定を受ける無形文化財はない。

(イ) 記念物（史跡）

- 縄文時代では、太古からの変わらぬ雄大な景観の中、今につながる縄文人の世界に思いを馳せ、日本文化の源流を体感することができる日本遺産、「星降る中部高地の縄文世界」の舞台となる梅之木遺跡や金生遺跡（いずれも北杜市）などの集落跡が史跡として指定されている。
- 古墳時代では、前期のヤマト王権との密接な関係を背景とする東日本最大級の前方後円墳となる甲斐銚子塚古墳をはじめ、中期の大塚古墳（市川三郷町）や物見塚古墳（南アルプス市）、後期の万寿森古墳、加牟那塚（いずれも甲府市）や姥塚（笛吹市）など、県内各地の在地勢力の実態を最も有力に物語るとされる古墳が史跡として指定されている。
- 戦国の甲斐の世を治めた武田信虎、信玄、勝頼の居館となる武田氏館跡や関連する寺社をはじめ、信玄による治水や金山開発など領国整備に伴う御勅使川旧堤防（将棋頭、石積出）（韮崎市・南アルプス市）や甲斐金山遺跡（甲州市・身延町）など武田氏三代にゆかりの地が史跡として指定されている。
- 富士山は、古代（奈良・平安）から近現代に至る我が国の山岳信仰のあり方を考えるうえで重要であることから、信仰の中核となってきた8合目以上の山頂部と山麓の各社寺、吉田口登山道が史跡として指定されている。

(オ) 記念物（名勝・天然記念物）

- 名勝は、国の特別名勝となっている富士山（富士吉田市・忍野村・山中湖村・鳴沢村・富士河口湖町）や御嶽昇仙峡（甲府市・甲斐市）など圧倒的な美しい自

然の造形美をもつもののほか、猿橋（大月市）や恵林寺・向嶽寺の庭園（いずれも甲州市）など、古き時代の卓越した技術や意匠に基づいた美しい景観を形成しているものなどが見られる。

- 天然記念物は、富士山やフォッサマグナなどの地質的特徴や豊かな自然環境を背景として、多数の動植物や地質鉱物が指定されており、国・県・市町村指定の文化財件数のうち約3割を占める。
- 県指定においては、天然記念物のうち植物が約9割と高い比率を占めている。

(カ) 民俗文化財

- 無形民俗文化財は、道祖神祭りや結びついた小正月の行事が多く、神楽や獅子舞など、華やかな民俗芸能がその期間に行われている。
- 県の中央部、国中地域では天津司舞（甲府市）など、中世にさかのぼる芸能を伴う祭りが残っており、三番叟も広く分布している。
- 郡内地方のうち、富士山周辺では富士信仰にかかわる祭りや芸能が、東部には関東地方に共通する三匹獅子がみられる。
- 峡南地域には静岡県との共通点が多く、身延山との関連で日蓮宗系の特色ある芸能も残っている。

(キ) 埋蔵文化財

- 豊かな自然環境に恵まれ、古くから人間活動の痕跡が認められ、旧石器時代から近代までの各時代の遺跡が数多く発見されている。
- 出土品の中で特に優れた価値をもつものが有形文化財（考古資料）に指定されている他、価値の高い遺跡については史跡として指定されている。
- また、本県出土の縄文土器群や遺跡の一部は「星降る中部高地の縄文世界一数千年を遡る黒曜石鉱山と縄文人に出会う旅」として平成30年5月24日に認定を受けた日本遺産の構成文化財となっている。

(ク) 重要伝統的建造物群保存地区

- 早川町赤沢伝統的建造物群保存地区及び甲州市塩山下小田原上条伝統的建造物群保存地区の2地区が、重要伝統的建造物群保存地区として選定されている。

(ケ) 登録文化財

- 登録有形文化財（建造物）では、ワイナリーの店舗兼主屋（甲州市）や、勝沼堰堤（甲州市）、芦安堰堤（南アルプス市）など、本県の特徴ある文化財が登録されている。
- 近年、件数が増加しており、142件が国の登録文化財として登録されている。
（*令和元年12月5日現在）

(コ) 世界遺産及び日本遺産

- 「富士山ー信仰の対象と芸術の源泉」(山梨県、静岡県)が平成25年(2013年)6月26日に、世界文化遺産として登録されている。
- 「葡萄畑が織りなす風景 ー山梨県峡東地域ー」(山梨市、笛吹市、甲州市)
「星降る中部高地の縄文世界 ー数千年を遡る黒曜石鉾山と縄文人に会う旅ー」
(山梨県、甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、笛吹市、甲州市、長野県、
岡谷市、諏訪市、茅野市、長和町、下諏訪町、富士見町、原村、川上村)
の2地域のストーリーが、平成30年5月24日に日本遺産として認定されている。

(3) 各エリアの状況（県地域県民センター所管地域単位）

* 地域性を考慮し峡中と峡北は区分

① 峡中地域

(甲府市、南アルプス市、甲斐市、中央市、昭和町)

- 武田氏に関係する遺構や甲斐善光寺、東光寺をはじめ甲府五山の建造物、また、銚子塚古墳や甲府城跡など、山梨県の歴史を概観する上で重要な文化財が数多く存在する。
- 特別名勝の指定を受けている御嶽昇仙峡は日本有数の景勝地として知られ、山梨県で最初に国の無形民俗文化財指定を受けた天津司舞などもこの圏域に伝わる。



国指定文化財の例

- 建造物： 東光寺仏殿（甲府市）
光照寺薬師堂附厨子1基（甲斐市）
長谷寺本堂附厨子1基 旧材1枚 棟札1枚（南アルプス市）
- 絵画： 絹本著色武田信虎夫人像 / 長禅寺（甲府市）
- 工芸品： 太刀 銘一 / 武田神社（甲府市）
白輿 / 常説寺（甲斐市）
- 彫刻： 木造阿弥陀如来及両脇侍像 / 善光寺（甲府市）
木造夢窓国師坐像 / 古長禅寺（南アルプス市）
- 書跡： 紙本墨書大般若経 / 法善寺（南アルプス市）
- 考古資料： 鋳物師屋遺跡出土品（南アルプス市）
- 史跡： 甲斐銚子塚古墳附丸山塚古墳（甲府市）
甲府城跡（甲府市）
武田氏館跡（甲府市）
御勅使川旧堤防（将棋頭・石積出）（南アルプス市・韮崎市）
- 名勝： 御嶽昇仙峡（甲府市・甲斐市）*特別名勝
- 天然記念物： 三恵の大ケヤキ（南アルプス市）
- 無形民俗： 天津司舞（甲府市）

② 峡北地域

(韮崎市、北杜市)

- 江戸時代には、甲州街道の宿場町としてさかえ、富士川水運の一拠点として信州・甲斐・駿河の物資の流通に大きな役割を果たしてきた。

- 武田氏最期の居城である新府城跡や武田氏の再建した武田八幡神社本殿など武田氏にちなむ文化財が多い。
- 八ヶ岳南麓、標高約770mの地に発掘された縄文の集落跡である金生遺跡をはじめとした縄文時代の遺跡や考古資料、山高神代ザクラなどを筆頭とした樹木の天然記念物をはじめ、建造物や無形民俗文化財など多様な文化財がみられる。

国指定文化財の例

- 建造物： 武田八幡神社本殿附棟札5枚旧巻斗1個（韮崎市）
 八代家住宅（北杜市）
 旧平田家住宅（北杜市）
- 彫刻： 木造阿弥陀如来及両脇侍像 / 願成寺（韮崎市）
- 工芸品： 紋散透鐔 金象嵌銘林又七（北杜市）
- 史跡： 新府城跡（韮崎市）
 金生遺跡（北杜市）
 梅之木遺跡（北杜市）
- 天然記念物： 山高神代ザクラ（北杜市）
 根古屋神社の大ケヤキ（北杜市）

③ 峡東地域

（山梨市、笛吹市、甲州市）

- 古代から中世（16世紀初め頃まで）にかけての甲斐国政治文化の中心的地域。国衙、国分寺や石和御厨、武田氏歴代の館跡が集中するほか、恵林寺・向嶽寺・窪八幡神社など武田氏と関係の深い寺社も多く、数多くの文化財が残されている。
- 山梨県の国宝5件の内4件、国指定文化財の40%以上がこの地域に集中している。

国指定文化財の例

- 建造物： 清白寺仏殿（山梨市）＊国宝
 大善寺本堂附厨子一基（甲州市）＊国宝
 山梨岡神社本殿附棟札2枚（笛吹市）
- 絵画： 絹本著色達磨図 / 向嶽寺（甲州市）＊国宝
 絹本著色仏涅槃図 / 大蔵経寺（笛吹市）
- 彫刻： 木造大日如来坐像 / 放光寺（甲州市）
- 工芸品： 小桜韋威鎧 兜、大袖付 / 菅田天神社（甲州市）＊国宝
- 歴史資料： 塩山和泥合水集板木、抜隊得勝遺誠板木 / 向嶽寺（甲州市）

史跡： 勝沼氏館跡（甲州市）
甲斐金山遺跡 黒川金山（甲州市）
甲斐国分寺跡（笛吹市）
名勝： 恵林寺庭園（甲州市） 向嶽寺庭園（甲州市）
重要伝統的建造物群保存地区（選定）：
甲州市塩山下小田原上条伝統的建造物群保存地区

④ 峡南地域

（市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町）

- 日蓮宗総本山の身延山久遠寺を筆頭に、建造物から絵画・彫刻、史跡、天然記念物、など多様な文化財に富む圏域。
- 南部の火祭りをはじめ、民俗行事や民俗芸能も多い。
- また、早川町の赤沢地区は山梨県内では数少ない重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けている。

国指定文化財の例

建造物： 最恩寺仏殿附厨子1基棟札1枚（南部町）
門西家住宅（身延町）
絵画： 絹本著色夏景山水図 / 久遠寺（身延町）＊国宝
彫刻： 木造薬師如来立像 / 明王寺（富士川町）
木造不動明王坐像 / 大聖寺（身延町）
書跡： 宋版礼記正義 / 久遠寺（身延町）
工芸品： 鱈口 / 明王寺（富士川町）
考古資料： 神獸鏡 / 一宮浅間神社（市川三郷町）
史跡： 甲斐金山遺跡 中山金山（身延町）
名勝： 富士五湖（本栖湖）（身延町）
天然記念物： 新倉の糸魚川－静岡構造線（早川町）
上沢寺のオハツキイチョウ（身延町）
本国寺のオハツキイチョウ（身延町）
八木沢のオハツキイチョウ（身延町）
有形民俗： 甲州西山の焼畑農耕用具（早川町）
重要伝統的建造物群保存地区（選定）：
早川町赤沢伝統的建造物群保存地区

⑤ 富士・東部地域（富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村）

- 世界遺産富士山を擁する圏域。国内でも有数の優れた景観美と、富士山信仰に係る建造物や有形文化財、民俗文化財を豊富にもつほか、忍野八海や富士山原始林など、この圏域ならではの天然記念物も多い。
- 甲州街道の宿場町としての歴史をもつ東部は、猿橋や岩殿山など名勝や史跡で知られ、上野原市には数多くの民俗芸能が伝承されている。

国指定文化財の例

(富士北麓エリア：富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町)

- 建造物： 北口本宮富士浅間神社東宮本殿（富士吉田市）
富士御室浅間神社本殿（富士河口湖町）
- 彫刻： 木造女神坐像（伝木花咲耶姫）木造男神坐像（伝鷹飼及犬飼）
/ 浅間神社（忍野村）
- 書跡： 紙本墨書仁王経疏卷上本円測撰（富士吉田市）

- 無形民俗： 吉田の火祭（富士吉田市）
河口の稚児舞（富士河口湖町）
- 史跡： 富士山（富士河口湖町、富士吉田市、鳴沢村）
- 名勝： 富士山（富士吉田市、忍野村、山中湖村、
富士河口湖町、鳴沢村） *特別名勝
富士五湖（山中湖、河口湖、西湖、精進湖、本栖湖）
- 天然記念物： 鳴沢溶岩樹型（鳴沢村） *特別天然記念物
山ノ神のフジ（富士吉田市）
躑躅原レンゲツツジおよびフジザクラ群落（富士吉田市）
船津胎内樹型（富士河口湖町）
富士山原始林及び青木ヶ原樹海（富士河口湖町、鳴沢村）
山中のハリモミ純林（山中湖村）
忍野八海（忍野村）

国指定文化財の例

(東部エリア：都留市、大月市、上野原市、道志村、小菅村、丹波山村)

- 建造物： 星野家住宅附家相図1枚（大月市）
八ツ沢発電所施設（大月市、上野原市）
観音堂附厨子1基 / 長作観音礼拝所（小菅村）
- 無形民俗： 無生野の大念仏（上野原市）
- 名勝： 猿橋（大月市）
- 天然記念物： 上野原の大ケヤキ（上野原市）

3 文化財の保存・活用に関する現状や問題点、主な課題

国が、歴史文化基本構想策定地域等の195の自治体を対象に、平成29年度に行ったアンケート調査結果では、「文化財の保存・活用とそれによる地域振興をさらに推進していく場合、こういった課題があるか」との設問に対して、35%が人材不足、20%が財源不足、16%が他部局・民間との連携と回答している。

本県が県内市町村を対象に実施したアンケート調査でも、「文化財の保存・活用に関する課題」を問う設問に対して「少子高齢化等による保存継承の担い手不足への対応」とした回答が56%（複数回答式）と最も多くなっており、進展する少子高齢化や過疎化により、文化財を継承していく担い手やこれを支える人材不足に対する危惧感がみられる。

また、近年、長く停滞する低気圧による集中豪雨や大型の台風が、日本の広範囲に渡り甚大な被害をもたらし、各地において貴重な文化財が重大な損傷を受けるなど、相次ぐ文化財の被災に一層の防災対策が求められている。

一方で、日本遺産の認定にみられるように、指定、未指定に限らず歴史的な建造物や町並み、伝統的な行催事や祭礼、自然環境など、多様な地域資源を歴史的あるいは科学的にとらえ面的につないで、その地ならではのストーリーを組み立てて、地域の活性化につながる動きが進展するなど、文化財に求められる役割が拡大しつつある。

本県では、これまでも各地において文化財の理解を促す普及啓発の取り組みが行われているが、平成30年には県内の2地域のストーリーが日本遺産として認定され、地域固有のストーリーを活かした県内外への情報発信や来訪者の受入環境の整備など、地域振興に活かすための新たな取り組みも進められている。

こうした中、本県を訪れる観光客は、訪日外国人が押し上げる形で年々増加しているが、観光の目的でみると、「自然を楽しむ」を目的に県外から訪れる観光客が54%となっているのに対し「名所、旧跡、歴史」を目的に県外から訪れる観光客は約18%にとどまっている（「平成30年山梨県観光入込客統計調査報告書」）。

こうした状況をふまえ、本県の文化財の現状を明らかにするために県下の全市町村に対してアンケート調査を実施し、その結果や本大綱策定のために設置した検討委員会における意見に基づいて、本県の文化財に関する現状や問題点を、

「継承・維持管理について」

「文化財の価値の共有化について」

「活用について」

の3つの区分により集約し、それぞれの課題を整理した。

(1) 継承・維持管理について

〈現状・問題点〉

「有形文化財の所有者や管理者が高齢化あるいは代替わりしたことにより、継承が難しくなっている。」

「無形民俗文化財は、後継者不足により、地域における存続が危ぶまれている。」

「経済的理由や担い手不足により、十分な維持管理や防災・防犯対策が難しくなっている。」

- ・ 市町村に行ったアンケートにおいて「文化財の保存・活用に関する課題」を問う設問では「少子高齢化による保存継承の担い手不足への対応」と回答した市町村が全体の56%を占め、最も多くなっている。
- ・ 保存継承に関する現状や問題点としては、指定から半世紀以上が経過した文化財も多く、所有者や管理者の高齢化あるいは代替わりしたことにより継承が困難になっていることや、無形文化財については後継者が少なく、存続が危ぶまれているものもあること、また、天然記念物は、維持管理に定期的な費用がかかるため、管理者の負担が大きくなっていることなど、継承への不安が多く寄せられた。
- ・ こうした継承や維持管理に関する問題は、全国的な傾向にあり、多発する自然災害や保存設備の更新、防火・防犯対策、定期的な文化財の修理など、所有者や管理者の経済的な負担が年々増大していることや、さらに、継承に係る相続税負担など、将来の文化財の維持に不安を覚える所有者も多いとの報告もある。
- ・ 一方、文化財行政関連予算の確保が難しく財源不足との回答が多い他、現実的な問題として、負担を継続しても保存継承すべき指定文化財の選別や、指定解除を弾力的に運用することも考えざるを得ないなどの意見もあった。
- ・ さらに、防犯・防災対策上の問題として、文化財の現況の把握が十分ではないという回答が半数近くを占め、また、文化財に関する防災計画等が策定され対応がマニュアル化されているとした市町村は全体の7%にとどまっている。
- ・ その他、検討委員会において、地域社会全体で文化財を保存・活用する仕組みや基盤を確立し、市民が主体となる文化財の保存・活用や街づくり活動の担い手育成を促進する必要がある。
- ・ また、文化財の継承・維持管理を考える場合に、博物館施設など、それを将来受け入れることができる空間をどれくらい確保しておくことができるか、ということも併せて考えていく必要がある、などがあげられている。

(継承・維持管理に関する課題の整理)

- 地域社会全体で文化財を保存・活用する基盤を形成する必要がある。
- 維持管理に対する支援や、文化財の保存に対する地域住民の意識啓発、文化財の防犯・防災対策のマニュアル化等が必要である。
- 将来に向け、文化財の継承・維持管理のための博物館等の資料保存環境など、空間確保を合わせて考えていく必要がある。

(2) 文化財の価値の共有化について

〈現状・問題点〉

「多様な文化財に対して、個々の文化財のもつ価値や魅力が十分伝えられていない。」

- ・ 市町村アンケートからは、所有者や管理者が自治会やそれ以下の小さな単位である場合に、保存継承への意識が希薄になっていることや、文化財自体を不要と考えている所有者もいるなど、高齢化や担い手不足、経済的な問題に加えて、継承への意欲が失われている状況が指摘されている。
- ・ 今後は、文化財継承の機運を、地域社会全体で高めていくことが求められており、それには、まず文化財の価値を正しく理解することが大切であると考えられるが、甲府城を武田氏の城であると誤解している例など、自地域にある史跡がどういふものなのか、必ずしも認識されていない状況が見受けられる。
- ・ また、例えば、本県の特徴的な文化財のひとつである縄文時代の土器類は、西日本や海外などで展示されると大きな反響があるが、県内における関心度はそれ程高くなく、常に身近にあるものに対しては、あまり興味を示さないという見方もある。
- ・ このような文化財への理解不足や関心の低下が懸念される一方で、市町村アンケートでは、文化財に興味があり研究をしている人からの問い合わせに対して、専門職員がいなかったために十分な対応ができておらず、また、同様に地域の歴史に関心が高い住民への情報発信や啓発活動には限界があるなどの意見がある。
- ・ また、文化財の適切な保存・管理や展示公開などを行う博物館等の施設がない、若しくは、ホームページの整備が十分でないことなどから、域内にどのような文化財が存在し、どのような価値があるのか、住民に適切に伝える手段が確立されていないなどの意見もある。
- ・ その他の意見として、地域社会全体で文化財を保存・活用する仕組みや基盤を確立するためには、まず、価値や魅力の共有化を図ることが必要である。

- ・ 地域住民にとって誇りをもてるものは、域外の人にとっても魅力的であり来訪者の増加にも繋がる。そうした地域の価値を自らが理解することが大切である。
- ・ 文化財の価値を共有し、地域の個性を認識することで郷土愛に繋げて、自地域のアイデンティティーを確立するという考え方が必要である。
- ・ 住民の理解を促すためには、調査や研究のための専門スキルだけではなく、文化財の活用や広報を行うための専門スキルや専門職員、又はそうした人材の育成などが必要になっている。
- ・ また、価値の共有化を図るためのソフト事業などの実施や、専門職員や人材育成のための支援の仕組みが必要である、などの意見があげられた。

(文化財の価値の共有化に関する課題の整理)

- 文化財の保存・活用を図る基盤を確立するためには、住民の自地域のもつ文化財に対する理解を深め、価値の共有化を図る必要がある。
- 文化財の価値の共有化により、郷土愛や自地域のアイデンティティーの確立に繋げる必要がある。
- 住民の理解を促し価値の共有化を図るため、文化財行政職員の専門スキルに加え、広報などに関するスキルを高めること、また、住民に向けたソフト事業などを行う必要がある。

(3) 活用について

〈現状・問題点〉

「文化財を活用した地域活性化への取り組みが十分ではない。」

「博物館施設など、公開活用の核となる組織体制が不十分。」

- ・ 近年、文化財が地域振興や観光振興などに資するものとの認識が高まってきており、文化財の果たす役割の拡大が求められている。
- ・ 市町村アンケートでは、「今後、特に強化したい文化財の活用の方向性」として、「社会教育」と「観光振興」がともに59%、「地域振興」がそれに続く56%の回答となっており、社会教育分野に加えて、観光振興や地域振興への活用が必要との認識がみられた。
- ・ これまでも、活用の基本となる情報発信や普及啓発については、様々な形で取り組まれているが、その目的や内容に関しては市町村において異なり、人員不足から地域振興のための活用はまだ手がまわらないなどの意見や、活用のためのスキルを持つ職員が不在という回答も多くみられる。
- ・ また、活用の取り組みが、教育委員会や観光部署、公開施設などが、それぞれバラバラに行なわれており、連携がなされていないことなどが指摘されている。

- ・ さらに、文化財情報の多言語化ができていないことや、公開施設における講座の開催やパンフレット、ホームページなどによる情報発信を行っているものの、総合的な計画や戦略をもって実施できていないなど、国内外への情報発信が必ずしも十分でないことが窺える。
- ・ その他、博物館施設など、公開活用の核となる組織体制が不十分や、ハードの整備には巨額の財源が必要など、財政面での問題があげられている。
- ・ その他の意見として、地域住民はもとより、誰にとっても理解しやすい解説の整備や多言語化など、価値や魅力を伝えられる情報発信に努める必要がある。
- ・ 文化財の活用を図るための事業の企画や実施に関する専門スキルをもった人材が不足しており、そうした人材の育成や掘り起こしを図る必要がある。
- ・ 組織を超えて、街づくりや地域振興、観光振興など、様々な分野に繋げていくコーディネーターとしての役割が重要であり、そうした人材や部署が必要になっている。
- ・ その他、衰退した伝統的な産業に変えて観光業を地域の一つの産業として根付かせ、それによりヒト、カネを生み出して文化財を支えるという、そういう仕組みへの転換を視野に入れていく必要がある、などがあげられた。

(活用に関する課題の整理)

- 地域住民はもとより、誰にとっても理解しやすい解説の整備や多言語化など、価値や魅力を伝えられる情報発信に努める必要がある。
- 文化財の活用を図るための事業の企画や実施に関する専門スキルをもった人材が不足しており、そうした人材の確保に向け、育成や掘り起こしなどを図る必要がある。
- 限られた予算のなか、効果的に文化財の活用を図るためには、広域的な連携による取り組みや、観光・まちづくり施策などとの連携、民間団体など多様な関係者との連携した取り組みが必要である。
- 連携した取り組みを促進するため、コーディネーターとしての役割を果たす人材が必要である。

4 将来像、文化財の保存・活用に関する方向性

(1) 将来像

行政や文化財所有者だけでなく、民間団体など多様な関わりによる地域一体の取り組みにより文化財の保存が図られ、まちづくりや地域振興へ活用されている。

(2) 方向性

(1) に掲げる将来像の実現に向け、前項で整理した現状・問題点及び課題から、県が市町村と連携し、今後目指すべき方向性を「継承・維持管理について」「文化財の価値の共有化について」「活用について」の区分に沿って次のとおりとする。

① 継承・維持管理に関する方向性

「地域の多様な関係者が共に支える文化財の保存・継承の取り組みを促進する。」

文化財を将来にわたり確実に継承していくためには、維持管理に対する支援や、文化財の保存に対する地域住民の意識啓発、文化財の防犯・防災対策のマニュアル化、さらに、文化財を適正に維持管理していくための十分な収容スペースの確保など、様々な課題がみられる。

こうした課題に的確に取り組むため、行政、地域住民、博物館施設、学校、NPO、企業等、様々な関係者が連携し、個々の役割分担に沿って、文化財の特性に応じた保存と有効な活用が図られるように所有者を支援するなど、地域の多様な関係者が共に支える文化財の保存・継承の取り組みを促進していく。

② 文化財の価値の共有化に関する方向性

「文化財の魅力や価値の共有による地域のアイデンティティーの確立を促進する。」

地域の多様な関係者により文化財の保存・活用に取り組み、未来へ継承を図っていくためには、関係者が自地域のもつ文化財の魅力や価値を認識し理解を深めることが大切である。

こうした理解により、郷土愛の醸成や地域のアイデンティティーの形成が促進されることで、文化財の保存や活用を図る基盤の形成が期待される。

このため、地域の様々な層に対して、興味深く親しみやすい表現により文化財に関する情報の提供に努め、文化財の魅力や価値を共有化することにより郷土愛を育み、地域のアイデンティティーの確立を促進する。

③ 活用に関する方向性

「文化財を活用し、来訪者を増加させる地域の魅力づくりを促進する。」

文化財に求められる役割の拡大に対応し、効果的な活用を図るためには、広域的な連携や、観光・まちづくり部局など、異なる分野の連携、さらに民間団体など多様な関係者が参画した取り組みを推進することが必要となっている。

また、文化財の活用により、域内への来訪者を増加させ、経済的な効果を高めて、新たな担い手や保存・活用のための財源確保に繋げていく視点も大切である。

このため、多様な関係者により住民の誇りとなり来訪者にとっても魅力的な景観形成やまちづくりの取り組みであるとか、未指定の文化財の掘り起こしや評価を進めながら、他の地域資源とのグループ化やストーリー作りなどにより文化財の面的な活用を図るなど、地域の特性に応じた方向性に沿って、来訪者を増加させる地域の魅力づくりを促進する。

第3章 取り組みの方針

この章では、第2章の4「将来像、文化財の保存・活用に関する方向性」に掲げた方向性に沿って、県と市町村、文化財所有者等が連携して取り組む方針を記載する。

1 地域の多様な関係者が共に支える文化財の保存・継承の取り組み

行政、地域住民、博物館施設、学校、NPO、企業等、地域の多様な関係者が共に支える文化財の保存・継承を促進するため、次の方針により取り組む。

(1) 文化財の保存・継承等

- 「文化財保存活用地域計画」や個別の文化財の「保存活用計画」の作成に努める。
- 地域が一体となって保存・活用を推進できる基盤の構築に努める。
- 若い世代が地元の無形民俗文化財保存団体等と交流を行う機会を設けるなど、無形民俗文化財の担い手の育成に努める。
- 文化財所有者の取り組みの支援を行う職員の充足を図るため、県や市町村は国などが実施する研修機会への積極的な参加などにより、文化財の専門的人材の育成に努める。
- 所有者は、指定文化財の適切な保存修理を行い、県と市町村はその支援に努める。

2 文化財の魅力や価値の共有による地域のアイデンティティーの確立

地域の様々な層が文化財の魅力や価値を共有化し、郷土愛を育み地域のアイデンティティーの確立を促進するため、次の方針により取り組む。

(1) 文化財の調査・指定等

- 地域にある文化財の調査研究・把握に努める。
- 指定文化財としての指定や登録文化財としての登録など、将来的な保存活用の方向性を見据え、多様な観点から検討する。
- 県や市町村が指定を行う際は、地域資源としての活用方法や、文化財としての価値を分かりやすく表現するなど、共有化しやすい説明に留意する。

(2) 価値や魅力の共有化

- セミナーの開催や、紙媒体、インターネット、動画等様々な手法による文化財の価値や魅力の共有化に努める。

3 文化財を活用し、来訪者を増加させる地域の魅力づくり

魅力的な景観形成やまちづくりを目指すとともに、未指定の文化財の掘り起こしや評価を進め、他の地域資源とのグループ化やストーリー作りなどにより文化財の面的な活用を図り、来訪者を増加させる地域の魅力づくりを促進するため、次の方針により取り組む。

(1) 情報発信等

- セミナーの開催や、紙媒体、インターネット、動画等様々な手法による文化財の価値や魅力の共有化に努める。(再掲)
- 文化財の共同展示や広域的な広報物の作成など、効率的な普及啓発に努める。

(2) その他の取り組み

- 域内におけるまちづくり分野との連携により、文化的景観や建造物、史跡など、まちづくりへの文化財の活用に努める。
- 年齢や国籍を問わず誰もが理解しやすい案内表示など、来訪者の受け入れ環境の向上に努める。
- 周辺地域に所在する多様な文化的遺産を総合的に把握したうえで、文化財以外の地域資源も含め面的な活用に努める。

第4章 県が主体となって講じる措置

前章の取り組みの方針に沿って、県が主体となって講じる措置を記載する。

1 地域の多様な関係者が共に支える文化財の保存・継承の取り組み

(1) 指定文化財の所有者等に対する修理・整備等に対する支援

- 緊急性や必要性を適切に判断し、所有者等が行う国・県指定文化財の保存・修理・管理事業や防災設備の保守点検及び修理事業に助成を行う。
- 無形民俗文化財で用いられる道具の修理や、後継者の育成、保存・継承のための記録に係る取り組みに助成を行う。
- 民間資金による助成制度の積極的な活用を促すため、情報の収集と提供を行う。
- 寄附行為による税額控除など、事業財源確保に効果のある制度等の理解を深める学習会の開催などにより情報を共有する。

(2) 指定文化財の所有者等に対するその他の支援

- 県埋蔵文化財センター、県立考古博物館、県立博物館等の機能の充実に努め、市町村等の関係機関と連携し、文化財の適切な収蔵、保存、公開、普及啓発、調査研究を行う。
- 県立博物館等施設の適切な展覧環境及び資料保存環境を充実し、博物館施設における文化財の適切な公開を促進する。
- 無形民俗文化財の継承への意欲を高め後継者の育成に繋げるため、関東ブロック民俗芸能大会などへの出演の調整や支援を行う。
- 国及び県指定文化財の現状を把握し文化財の保全を図るとともに、地域における文化財保護への意識啓発を促進するため、山梨県文化財保護指導委員による巡視等を行う。

(3) 域内の市町村や博物館等における専門人材の育成・確保

- 文化財の専門スキルがある職員を引き続き配置し、文化財の保存、調査などに関する市町村等への助言を行う。
- 博物館施設と連携する中で、文化財の保存と活用に関する課題の共有や情報交換、共同研究を行う。
- 文化財担当者会議などにおける研修テーマを精査し、より需要の高い研修の実施に取り組む。

2 文化財の魅力や価値の共有による地域のアイデンティティーの確立

(1) 文化財の調査・指定

- 学術的価値を有し文化財として保護すべき指定候補物件の把握に努めるとともに、山梨県文化財保護条例に基づき新規指定に取り組む。
- 文化財の保存状態についての調査を実施し、文化財の適切な保存と継承のための取り組みを行う。
- 県埋蔵文化財センター、県立考古博物館、県立博物館等の機能の充実に努め、市町村等の関係機関と連携し、文化財の適切な収蔵、保存、公開、普及啓発、調査研究を行う。(再掲)

(2) 価値や魅力の共有化

- 調査研究の成果や、保存・活用の取り組み事例の共有化など、文化財の保存活用への理解促進に取り組む。
- 県立博物館施設の適切な展覧環境及び資料保存環境を充実して、文化財の文化財の適切な公開や展覧会を開催する。(再掲)
- 市町村や文化芸術団体等と連携し、地域の伝統的な文化芸術への関心と理解を深めるとともに、後継者の育成に繋がる活動の機会の提供を図る。
- 地域や学校において、世界文化遺産、伝統・文化ならびに新たな文化の創造に関する活動を推進するとともに、参加・発表する機会を確保する。
- 芸術に関する感性を育み、郷土の歴史と文化への理解を深めるため、県内文化施設等の利用促進を図り、博学連携を推進する。
- 学習教材「富士の国づくりキッズ・スタディ・プログラム」に沿った富士山の文化的価値の学びを通じて、富士山や郷土を大切にすることを育む。
- 高等学校において、各教科等の学習活動の中で伝統・文化に関する教育を推進する。
- 各教科等の授業や部活動において、地域の優れた芸術家や文化活動の指導者、文化財保護に携わる人々等と教員が協力して指導する取り組みを進める。

3 文化財を活用し、来訪者を増加させる地域の魅力づくり

(1) 情報発信等

- 県と市町村、民間団体による行政枠を超えた連携を図り、国籍、年齢を問わず、幅広い層へ伝わる情報発信に取り組む。
- 県内各地の文化施設、観光施設等の連携や協働を促進し、本県の文化芸術の魅力を広くPRする。

(2) その他の取り組み

- 神社仏閣、歴史的建造物などを活用したまちづくり施策を推進する。

- 世界文化遺産富士山や、日本遺産「葡萄畑が織りなす風景」及び「星降る中部高地の縄文世界」に代表される県内各地の自然景観・文化的景観を守るとともに、それらを活かした地域づくりを推進する。
- 日本遺産や文化財を幅広く活用し、観光・地域振興に貢献する。
- 市町村の面的な取り組みに資するため、日本遺産の認定や世界遺産を活かした取り組みの内容について、情報の共有化を図る。

4 その他の措置

- 世界遺産富士山の構成資産となる文化財について、「保存管理計画」等に基づき、適切な保存管理を図る。
- 市町村が適切な埋蔵文化財行政を行うために必要な助言とともに、埋蔵文化財の最新情報の共有化、発掘調査技術や知識・意識の向上についての研修会等を開催し、埋蔵文化財行政の円滑な推進に努める。
- 県内の埋蔵文化財を総体的に捉えた悉皆調査（中世寺院、各種生産遺跡、城館遺跡等）等を行う。
- 県に帰属した出土品のうち、県で保有することとしたもの以外は、出土地を所管する地方公共団体に譲与することが最も適切であるため、各市町村教育委員会に対し譲与申請手続きを進めるよう指導・助言を行う。
- 県が管理する国指定史跡を適切に保存・管理・活用するため、史跡指定地内の土地を計画的に取得する。
- 国指定史跡甲府城跡など県が管理する国史跡の適切な保存・活用・整備のため、計画を策定し効果的な施策の展開を検討・実施する。
- 特別天然記念物カモシカの保護施策を推進するため、南アルプスカモシカ保護地域等における生息調査などを行う。
- 美術品としての価値を有する銃砲刀剣類の適切な保護と管理を行うため、山梨県銃砲刀剣類登録審査会を設置して十分な審査、登録等を行う。

第5章 県内の市町村への支援の方針

市町村は、「市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画」として、文化財保存活用地域計画を作成できるとされている。

地域の多くの人の参加により文化財の保存・活用を図り、まちづくりなど地域振興への活用を促進するため、県と市町村が協力関係を構築する中で、より多くの市町村において文化財保存活用地域計画が策定されることを目指し支援に努める。

1 市町村が行う文化財の保存・活用に関する取り組みへの支援の方針

- 文化財の専門スキルがある職員を引き続き県に配置し、地域の多様な文化財の掘り起こしを支援するために、市町村の実施する文化財の総合的な調査・把握に専門的見地から助言に努める。
- 県文化財保護審議会委員など専門家との仲介や調整、派遣等に積極的に関与するなど、文化財保存等に関する技術支援・情報提供等に努める。
- 修理、美装化等の事業を推進するために要する経費の補助予算確保や、クラウドファンディングなどの新たな資金調達の手法についての情報共有に努める。
- 他部局や民間団体と連携し、市町村単独では難しい域外への情報発信の支援に努める。
- 関係法を所管する関係部署との連携や連絡調整を密にするなか、「保存建築物」の建築基準法の適用除外を検討する市町村に対して、適切な指導・助言に努める。

2 市町村の文化財保存活用地域計画作成の支援

- 文化財保存活用地域計画の作成を促進するため、引き続き県への文化財の専門スキルがある職員を配置し、市町村の取り組みの支援に努める。
- 県内市町村が相互に矛盾なく、同じ方針のもとに文化財保存活用地域計画を作成できるよう、市町村が設定する文化財保存活用地域計画作成のための検討会に県から委員等として参画するほか、市町村からの相談内容に応じて、国や県等の関係機関や民間団体等との連絡・調整や作成についての情報提供に努める。
- また、県は、複数市町村で作成する地域計画に対して、市町村間の調整や助言を行うなど支援に努める。

3 専門職を配置していない市町村への支援

- 県内市町村のうち、11町村が文化財担当部局に文化財の専門職員を配置していない（平成31年4月1日現在）。このため「埋蔵文化財専門職員未配置市町村意見交換会」の開催などを通じて、専門職員が未配置であることによって生じる

懸案事項や課題などを情報共有、意見交換を行うことで、県と連携する機会を設けるよう努める。

第6章 防災及び災害発生時の対応

近年、長く停滞する低気圧による集中豪雨や大型の台風が、全国各地に甚大な被害をもたらし、多くの文化財が被災している。

また、2019年4月に、パリのノートルダム大聖堂において火災が発生、同年10月には、那覇市の首里城が火災にみまわれ4,200平方メートルを全焼するなど、文化的遺産の相次ぐ大きな災害が発生した。

こうしたなか、文化庁では、我が国の貴重な国民的財産である文化財を確実に次世代に継承するため、総合的・計画的な防火対策を重点的に進める「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」を令和元年に策定した。

また、これに先立ち、国宝・重要文化財等の維持管理状況等の調査、点検を行ったが、本県においては重要文化財に指定されている建造物51件（土木構造物を除く）（2019.4月現在）の内、報知機・消火器・避雷設備のすべてが設置されているものは、40件（77%）、報知機・消火器・避雷設備のいずれかが設置されているものは12件（23%）と消火設備が未設置のものはないものの、老朽化している設備が多いなどの課題がみられた。

県が、市町村に対して実施したアンケート調査において、防犯防災対策に関しては、「文化財に関する防災計画が策定され対応がマニュアル化されている。」と回答した市町村は全体の7%にとどまり、「計画等は未策定だが、定期的に現況把握に努めている」とした市町村は52%、また、44%の市町村は「現況の把握が十分ではない。」としている。（複数回答可）

さらに、防犯・防災対策に関する問題点として、「個人所有の文化財については、現況の確認がしにくい。」とした市町村は63%、「文化財の所有者や地域に対する十分な啓発ができていない。」が44%（複数回答可）などの結果となっており、防犯、防災対策に向けた取り組みが喫緊の課題となっている。

1 災害に備えた平時からの普及啓発

(1) 普及啓発活動や防犯・防災対策の取り組みの促進

- 「文化財防火デー」（1月26日）に合わせて、県内の各所において防災訓練や防火設備点検の実施等、防災に係る周知や普及啓発活動が行われているが、さらに地域全体における連携した防災対策への取り組みを促進するためには、防災計画の策定が有効である。
- 文化財所有者や管理者が、防犯や防災に関して日頃留意すべき事項や、実際に災害が発生したとき取るべき一般的な対応を周知するマニュアルなどの作成や充足に努め、普及啓発と防犯・防災のための自主的な取り組みを促進していくものとする。

(2) 文化財の現況の把握と防災スキルの向上

- 平時における活動として、県は市町村と協力し、域内文化財の管理状況等の現況把握や、救済活動の際に資する研修会や技能講習会の実施に努める。

(3) 文化財防災ネットワークの設置・運用

- 災害発生時に緊急的なレスキュー活動等を円滑に行うためには、平素から体制を整備することが必要であることから、県が主体となって、大学等の協力を得るなか、県立博物館と県内博物館施設、市町村等による文化財に関する山梨県内での防災ネットワークを構築するとともに、国立文化財機構が主催する「文化財防災ネットワーク推進事業」との連携を図り、防災発生時対応の体制強化に取り組むものとする。
- 県は、文化財防災ネットワークの事務局として、各種活動のコーディネートや広域連携に関する調整を行う。

2 被害情報の収集・緊急的なレスキュー活動など災害発生時に行う取り組み

(1) 文化財被災状況の収集、共有化

- 文化財の被災に対する情報をいち早く共有化し、適切な対処に繋げる必要があることから、引き続き県と市町村が連携し、文化庁と密に情報共有を図る。
- これまでも市町村を通じ、FAX や電話、メール等の方法により被災状況の共有化を図っているが、さらに、防災及び災害発生時の対応を強化するため、文化財の防災ネットワークによる災害発生時における県と市町村、文化財所有者や管理者が連携した文化財被災状況の収集、共有化を図る。

(2) 被災時の対応

- 文化財が被災した場合は、文化財保護指導員などの協力を得るなか、県は市町村、文化財所有者や管理者等と連携し、できるだけ速やかに状況を把握し情報の共有化を図るとともに、適切な危険回避の措置を講じる。
- 文化財の性状や被災の程度に応じた応急の手当について、県は、必要に応じて県文化財保護審議委員や国立文化財機構などによる助言や対応の依頼を求め、被害を最小限度にとどめるとともに、被災した文化財の復旧への取り組みが速やかに着手されるよう努める。
- 大規模災害が起きた場合には、優先すべき行動の後、可能な限り速やかに文化財等の被災情報を収集、集約し、そして情報提供を行うなど、県、関係市町村等の間で情報の共有に努める。
- また、被災した市町村へは、必要とする支援内容の確認を行ったうえで、県の職員の派遣や文化財保護審議委員への対応依頼、国立文化財機構へのレスキュー

要請など、人材派遣に関して調整を行う。さらに被災文化財等の一時保管場所が必要な場合は、その確保のための調整を行う。

第7章 文化財の保存・活用の推進体制

県は、市町村や民間団体、国及び他都道府県などとも連携し、文化財の保存を図るとともに、効率的かつ効果的な活用が図られるよう取り組んでいく。

1 県と市町村との協議の場の設置

県及び市町村が文化財保護行政の総合的推進のための協議を行う「市町村教育委員会文化財関係主管課長会議」や、市町村の事務担当者を対象に、文化財関係の事務手続きや補助金に関する具体的な協議を行う「文化財関係事務手続き及び国・県文化財関係補助事業説明会」をそれぞれ年1回開催している。

さらに、「埋蔵文化財専門職員未配置市町村意見交換会」など個別の分野について、情報を共有し、意見交換や具体的な検討を進めるための会議を開催しており、今後も、検討を要する新たなテーマが生じた場合には、適宜協議の場を設置するものとする。

2 人材の配置について

これまで、文化財行政はどちらかという保存に重点がおかれてきたが、地域振興や観光振興などを通じた地域経済活性化への貢献など、求められる役割が多様化し、増大している。

一方で、県や市町村の文化財担当職員の大半は埋蔵文化財の専門職員であり、建造物、美術工芸品、民俗文化財などの専門職員は、ほとんどみられない状況にあり、文化財の適切な保存と活用の推進のためには、文化財に関する専門的な支援が県に求められている。

(1) 文化財主事の配置

県には、埋蔵文化財以外の分野の文化財主事が置かれていないなど、文化財の保存・活用に関する市町村そして所有者の要望に必ずしも十分に対応できる体制とは言えない。

こうしたことから県では、文化財全般に係る専門的知見を有する人材育成を目的に、文化庁が実施する埋蔵文化財専門職員等を対象にした「文化財マネジメント職員養成研修」に積極的に参加し、県の文化財保護行政の中核的職員として関係部署に配置するとともに、文化財関連の研修に計画的に参加することで、専門性の維持・向上に努める。

(2) 学芸員の配置

県立博物館施設は、文化財保護法において「文化財保護法の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。」とされている。また、文化審議会の答申『文化財の確実な継承に向けたこれからの時

代にふさわしい保存と活用の在り方について（第一次答申）』（平成 29 年 12 月 8 日）の中で、「文化財の保存と活用が両立するような専門的な観点から相談、助言を行いながら、地域の特色を生かした地域振興、観光振興策と連携することも必要である。」などとされており、文化財所有者や市町村の行う保存・活用に関する助言・指導などを行う役割が一層求められている。

こうしたことから、県では、今後も引き続き専門性の高い学芸員を計画的に採用、配置に努める。

3 関係部局の施策との連携

第 1 章において記載した「山梨県文化芸術推進基本計画」や「やまなし観光推進計画」、「山梨県都市計画マスタープラン」、「美の郷やまなしづくり基本方針」など関係施策との整合性を図りながら、庁内関係課室等と連携するとともに関係課室等と市町村との連携を促し、一体的な取り組みにより、県内に所在する文化財の適正な保存・活用が図られるよう努める。

① 文化・文化財担当課

山梨県教育庁 学術文化財課
山梨県県民生活部 生涯学習文化課

② 関係課室

山梨県総合政策部 政策企画課
山梨県県民生活部 世界遺産富士山課
山梨県防災局 防災危機管理課
山梨県森林環境部 森林環境総務課
〃 みどり自然課
山梨県観光部 観光企画課
山梨県県土整備部 県土整備総務課景観づくり推進室
〃 都市計画課
山梨県教育庁 総務課
義務教育課
高校教育課
高校改革・特別支援教育課

4 民間団体等との連携

文化財の保存・活用に当たり、専門的な知識の集積や経験を有する団体や、文化財の維持管理や活用に関わる活動を行っている団体など、関係民間団体との連携・協働を図って

いくとともに、新たに文化財保護法に位置付けられた文化財保存活用支援団体の指定についても、促進していく。

連携等に関するデータ

1 博物館等の関係機関における職員・専門的人材の配置状況、地方文化財保護審議会の設置状況や文化財保護指導委員の配置状況

(1) 博物館等の関係機関における職員・専門的人材（文化財主事・学芸員）の配置状況

① 山梨県教育委員会（非常勤嘱託・臨時職員を除く）

学術文化財課	職員数 13 名（内専門的人材数 5 名）
山梨県立博物館	職員数 19 名（内専門的人材数 10 名）
山梨県立考古博物館	職員数 12 名（内専門的人材数 4 名）
山梨県立美術館	職員数 15 名（内専門的人材数 7 名）
山梨県立文学館	職員数 9 名（内専門的人材数 3 名）
山梨県埋蔵文化財センター	職員数 20 名（内専門的人材数 15 名）

② 市町村の状況（公開施設を含む）

職員数	最大 23
	最小 1 未満
	平均 3.4
内専門的人材	最大 6
	最小 0
	平均 1.4

(2) 地方文化財保護審議会の状況

① 山梨県教育委員会

山梨県文化財保護審議会

委員数 19 人

部会：有形部会、史跡部会、無形・民俗部会、名勝・天然記念物部会

※この他、富士山部会、文化的景観部会を必要に応じて開催

② 市町村の状況

設置の状況（市町村数）

設置あり 26

設置なし 1

文化財保護審議会委員数

最大 15 人

最小 5 人

平均 7.7 人

(3) 文化財保護指導委員

- ① 山梨県教育委員会
山梨県文化財保護指導委員
指導委員数 37人
- ② 市町村の状況
設置の状況 (市町村数)
設置あり 14
設置なし 13
文化財保護指導委員数
最大 11人
最小 1人
平均 3.2人

2 日常的に連携協力している民間団体の概要

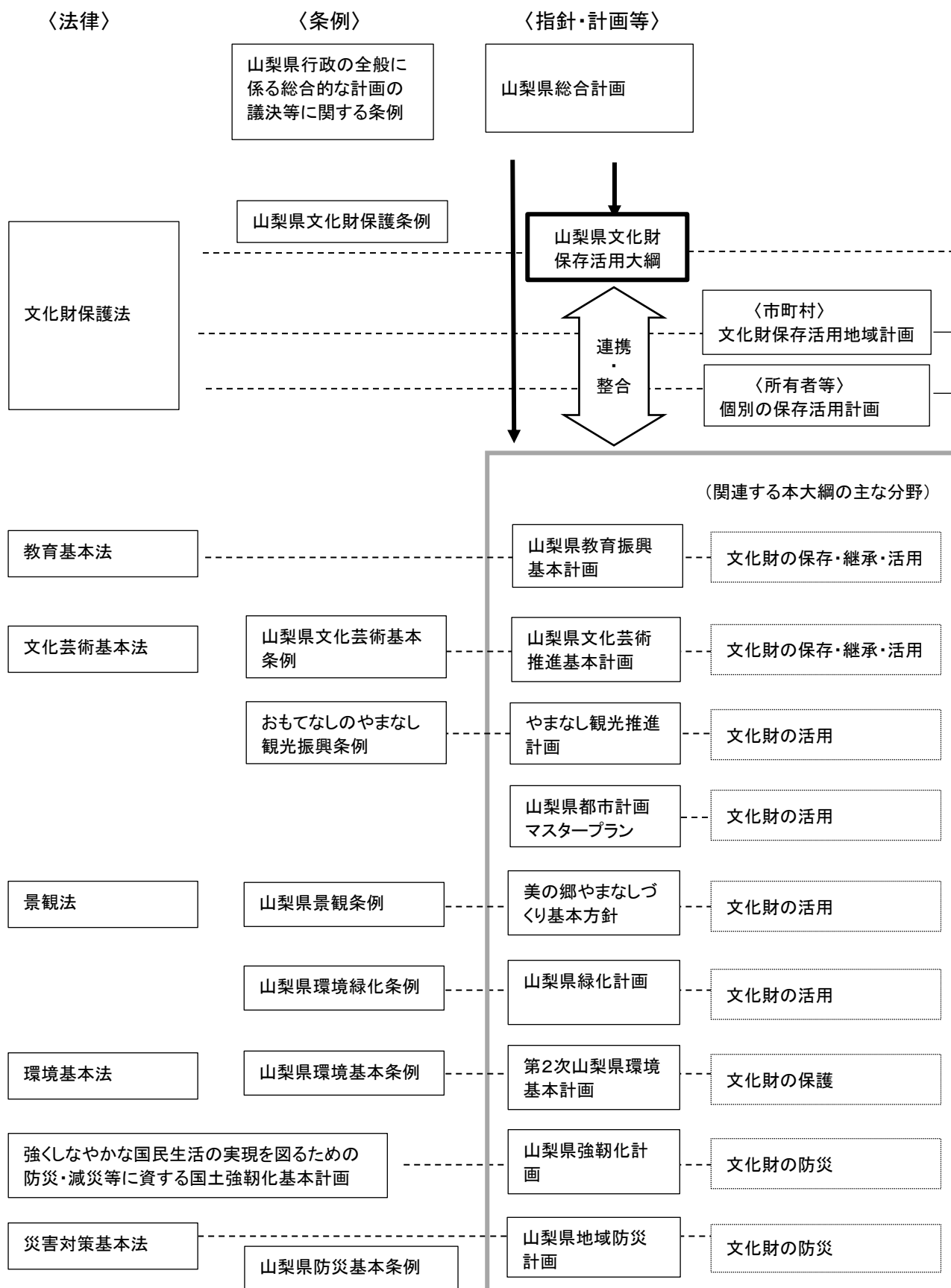
- ① 山梨県
山梨県考古学協会
連携の概要：文化財保護行政に関する意見聴取など総合的な協力
(公社) やまなし観光推進機構
連携の概要：観光資源としての文化財の広報
- ② 市町村の状況
文化財の保護と活用に関連した活動を行う民間の組織や団体等との連携 (市町村数)
あり 14市町村 なし 13市町村

〈市町村の連携の状況 (主な例)〉

- ・かふふ歴史倶楽部・歴史ボランティアガイド
連携の概要：会員が研究・学習するための研修会の実施に伴う会場・講師の確保等。
- ・尾県郷土資料館協力会
連携の概要：館の教育普及・環境美化・防災という面で連携。
- ・乙女高原ファンクラブ
連携の概要：市や県等との共同事業等
- ・白山城愛護会、将棋頭愛護会、葺崎ふるさと偉人研究会
連携の概要：史跡の維持管理を目的として、年3回の下草刈りを委託している。
- ・特定非営利活動法人 茅ヶ岳歴史文化研究所
連携の概要：市内埋蔵文化財発掘調査の調査支援業務を委託
- ・ボランティアガイド笛吹
連携の概要：毎年春に開催される甲斐国分寺跡お花見広場でのイベント開催の協力
- ・大ケヤキ保存会
連携の概要：上野原の大ケヤキ樹勢回復検討委員会での協議

- ・ 中央市歴史文化ボランティアの会
連携の概要：市主催史跡めぐりの案内等協力
- ・ 市川マップの会：研修会、講演会の実施に対し、運営協力。
- ・ 義清さんを守る会、杉浦醫院サポーターの会
連携の概要：義清さんを守る会へ年4回の草刈り業務を委託
- ・ 甲州市観光ボランティアガイドの会
連携の概要：観光客の案内説明、フットパスの開催
- ・ 丹波山村文化財保存会
祇園祭ささら獅子舞、お松引き等の活動事業に対して補助金を交付。

山梨県文化財保存活用大綱と主な他計画との関連図



山梨県文化財指定等に係る基準

(平成 24 年 2 月 6 日 教育長決裁)

I 山梨県指定文化財の指定基準

有形文化財 — 建造物の部建築物、土木構造物及びその他の工作物で建築的技法になるもののうち、次の各号の一に該当するもの

- (1) 意匠的に優秀なもの
- (2) 技術的に優秀なもの
- (3) 歴史的価値の高いもの
- (4) 学術的価値の高いもの
- (5) 山梨県に特異な流派的又は地域的特色が顕著なもの

有形文化財 — 絵画、彫刻、工芸品の部

- 1 各時代の遺品のうち製作優秀で山梨県の文化史上貴重なもの
- 2 題材、品質、形状又は技法、用途等が特異で意義のあるもの
- 3 特殊な作者、流派又は山梨県独自の様式等を代表するもの
- 4 山梨県出身又は山梨県に縁のある作家の作品で、優れたもの
- 5 渡来品又は移入品で山梨県の文化史上特に意義のあるもの

有形文化財 — 書跡、典籍、古文書の部

- 1 書跡類は、宸翰、和漢名家筆跡、古筆、墨跡、法帖等で、山梨県の文化史上貴重なもの
- 2 典籍類のうち写本類は、和書、漢籍、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で、山梨県の文化史上貴重なもの
- 3 典籍類のうち版本類は、印刷史上の代表で山梨県の文化史上貴重なもの
- 4 古文書類は、山梨県の歴史上重要なもの
- 5 日記、記録類（絵図、系図類を含む。）は、その原本又はこれに準ずる写本で、山梨県の文化史上貴重なもの
- 6 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術的価値の高いもの
- 7 書跡類、典籍類又は古文書類、日記、記録類等で、歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- 8 渡来品又は移入品で山梨県の文化史上特に意義のあるもの

有形文化財 — 考古資料の部

次に掲げるもののうち、山梨県の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値あるもの

- 1 土器、石器、木器、骨角牙器、玉、その他縄文時代及びそれ以前の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 2 土器、石器、木器、骨角牙器、玉、金属製品、その他弥生時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 3 古墳の出土品、その他古墳時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 4 官衙・寺院跡、墓、経塚等の出土品、その他奈良・平安時代以後の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 5 渡来品で山梨県の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

有形文化財 — 歴史資料の部

- 1 政治、経済、社会、文化、科学技術等山梨県の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
- 2 山梨県の歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
- 3 山梨県の歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- 4 渡来品又は移入品で山梨県の文化史上特に意義のあるもの

無形文化財 — 芸能関係

- 1 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち山梨県の区域内に存し、次の各号の一に該当するもの
 - (1) 芸術上価値の高いもの
 - (2) 芸能史上重要な地位を占めるもの
 - (3) 芸術上価値が高く、又は芸能史上重要な地位を占め、かつ、山梨県の地域的又は流派的特色が顕著なもの
- 2 前項の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で優秀なもの

無形文化財 — 工芸技術関係

- 陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち山梨県の区域内に存し、次の各号の一に該当するもの
- (1) 芸術上価値の高いもの
 - (2) 工芸史上重要な地位を占めるもの
 - (3) 芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、山梨県の地域的特色が顕著なもの

無形民俗文化財

- 1 風俗慣習のうち山梨県の区域内に存し、次の各号のいずれかに該当し重要なもの
 - (1) 由来、内容等において山梨県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
 - (2) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの
- 2 民俗芸能のうち山梨県の区域内に存し、次の各号のいずれかに該当し重要なもの
 - (1) 芸能の発生又は成立を示すもの
 - (2) 芸能の変遷の過程を示すもの
 - (3) 地域的特色を示すもの
- 3 民俗技術のうち山梨県の区域内に存し、次の各号のいずれかに該当し重要なもの
 - (1) 技術の発生又は成立を示すもの
 - (2) 技術の変遷の過程を示すもの
 - (3) 地域的特色を示すもの

有形民俗文化財

- 1 次に掲げる有形の民俗文化財のうち山梨県の区域内に存するもので、その形様、製作技法、用法等において山梨県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
 - (1) 衣食住に用いられるもの
 - (2) 生産、生業に用いられるもの
 - (3) 交通、運輸、通信に用いられるもの
 - (4) 交易に用いられるもの

- (5) 社会生活に用いられるもの
- (6) 信仰に用いられるもの
- (7) 民俗知識に関して用いられるもの
- (8) 民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの
- (9) 人の一生に関して用いられるもの
- (10) 年中行事に用いられるもの

2 前項各号に掲げる有形の民俗文化財の収集で山梨県の区域内に存するもので、その目的、内容等が次の各号の一に該当し重要なもの

- (1) 歴史的変遷を示すもの
- (2) 時代的特色を示すもの
- (3) 地域的特色を示すもの
- (4) 技術的特色を示すもの
- (5) 生活階層の特色を示すもの
- (6) 職能の様相を示すもの

3 他民俗に係る前二項に規定する有形の民俗文化財又はその収集で山梨県の区域内に存するもので、山梨県民の生活文化との関連上特に重要なもの

史跡名勝天然記念物 — 史跡

次に掲げるもののうち、山梨県の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値のあるもの

- (1) 集落跡、古墳、その他この類の遺跡
- (2) 国郡庁跡、城跡、戦跡、その他政治に関する遺跡
- (3) 社寺の跡又は旧境内、経塚、その他祭祀信仰に関する遺跡
- (4) 学校、研究施設、文化施設、その他教育・学術・文化に関する遺跡
- (5) 医療・福祉施設、生活関連施設、その他社会・生活に関する遺跡
- (6) 関跡、一里塚、条里制跡、堤防、堰堤、窯跡、鉱山跡、その他産業・交通・土木に関する遺跡
- (7) 墳墓及び碑
- (8) 旧宅、園池、その他特に由緒のある地域の類
- (9) 外国及び外国人に関する遺跡

史跡名勝天然記念物 — 名勝

次に掲げるもののうち、山梨県のすぐれた景観として欠くことのできないものであって、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所のあるいは学術的価値の高いもの、また人文的のものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの

- 1 公園、庭園
- 2 橋梁、築堤
- 3 花樹、花草、紅葉、緑樹など叢生する場所
- 4 鳥獣、魚虫などの棲息する場所
- 5 岩石、洞穴
- 6 峡谷、瀑布、溪流、深淵
- 7 湖沼、湿原、浮島、湧泉
- 8 火山、温泉
- 9 山岳、丘陵、高原、平原、河川
- 10 展望地点

史跡名勝天然記念物 — 天然記念物

次に掲げる動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、山梨県の自然を記念するもの

1 動物

- (1) 日本特有の動物で著名なもの及びその棲息地
- (2) 特有の産ではないが、日本著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地
- (3) 自然環境における特有の動物又は動物群聚
- (4) 絶滅のおそれのある種など生物多様性保全上重要な動物及びその棲息地
- (5) 日本に特有の畜養動物
- (6) 特に貴重な動物の標本

2 植物

- (1) 名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢
※「植物の内巨樹、老樹、名木等の指定参考基準」参照
- (2) 代表的原始林、稀有の森林植物相
- (3) 代表的高山植物帯、特殊岩石地植物群落
- (4) 洞穴に自生する植物群落
- (5) 池泉、温泉、湖沼、河等の珍奇な水草類、藻類、蘚苔類、微生物等の生ずる地域
- (6) 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
- (7) 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地

3 地質鉱物

- (1) 岩石、鉱物及び化石の産出状態
- (2) 地層の整合及び不整合
- (3) 地層の褶曲及び衝上
- (4) 生物の働きによる地質現象
- (5) 地震断層など地塊運動に関する現象
- (6) 洞穴
- (7) 岩石の組織
- (8) 温泉並びにその沈殿物
- (9) 風化及び侵蝕に関する現象
- (10) 硫気孔及び火山活動によるもの
- (11) 風、水、氷、雪、霜等の営力による現象
- (12) 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本

4 保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域(天然保護区域)

II 山梨県の記録作成等の措置を講ずべき無形民俗文化財の選択基準

1 風俗慣習のうち次の各号のいずれかに該当し、重要なもの

- (1) 由来、内容等において山梨県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
- (2) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの

2 民俗芸能のうち次の各号のいずれかに該当し、重要なもの

- (1) 芸能の発生又は成立を示すもの
 - (2) 芸能の変遷の過程を示すもの
 - (3) 地域的特色を示すもの
- 3 民俗技術のうち次の各号のいずれかに該当し、重要なもの
- (1) 技術の発生又は成立を示すもの
 - (2) 技術の変遷の過程を示すもの
 - (3) 地域的特色を示すもの
- 4 無形の民俗文化財のうち前三項には該当しないが、山梨県指定有形民俗文化財の特質を理解するため特に必要なもの
- 5 我が国民以外の人々に係る前各項に規定する無形の民俗文化財で山梨県民の生活文化との関連上特に重要なもの

Ⅲ 山梨県指定無形文化財保持者又は保持団体の認定基準

(芸能関係)

保持者

- 1 県指定無形文化財に指定される芸能又は芸能の技法（以下単に「芸能又は技法」という。）を高度に体現できる者
- 2 芸能又は技法を正しく体得し、かつ、これに精通している者
- 3 二人以上の者が一体となって芸能又は技法を高度に体現している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

保持団体

芸能又は技法の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該芸能又は技法を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体

(工芸技術関係)

保持者

- 1 県指定無形文化財に指定される工芸技術（以下単に「工芸技術」という。）を高度に体得している者
- 2 工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者
- 3 二人以上の者が共通の特色を有する工芸技術を高度に体得している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

保持団体

工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体

IV 山梨県選定保存技術の選定並びに保持者及び保存団体の認定基準

第1 選定保存技術の選定基準

有形文化財等関係

- 1 有形文化財、有形の民俗文化財又は記念物の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能のうち修理、復旧、復元、模写、模造等に係るもの（次項において「有形文化財等の修理等の技術等」という。）で保存の措置を講ずる必要のあるもの
- 2 有形文化財等の修理等の技術等の表現に欠くことのできない材料の生産、製造等又は用具の製作、修理等の技術又は技能で保存の措置を講ずる必要のあるもの

無形文化財等関係

無形文化財又は無形の民俗文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能のうち芸能、芸能の技法若しくは工芸技術又は民俗芸能の表現に欠くことのできない用具の制作、修理等又は材料の生産、製造等の技術又は技能で保存の措置を講ずる必要のあるもの

第2 選定保存技術の保持者又は保存団体の認定基準

保持者

選定保存技術に選定される技術又は技能を正しく体得し、かつ、これに精通している者

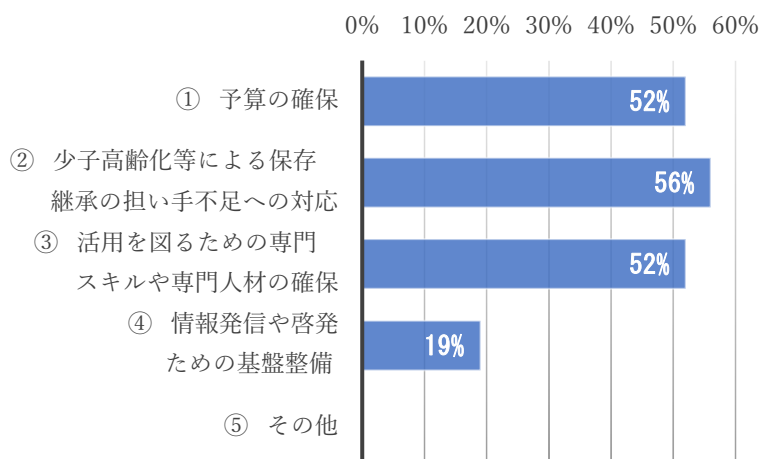
保存団体

選定保存技術に選定される技術又は技能を保存することを主たる目的とする団体（財団を含む。）で当該技術又は技能の保存上適当と認められる事業を行うもの

文化財の保存・活用に関する市町村の状況（令和元年6月 山梨県調べ）

I 文化財の保存・活用に関する基本的な方針について

1 貴市町村における文化財の保存・活用に関する課題は何ですか（複数回答可）



<文化財の保存・活用に関する特に重要と考える課題>

（担い手に関すること）

- ・所有者や担い手の高齢化による活動、街並み、文化財の維持の限界。
- ・市民が主体となる文化財の保存・活用や街づくり活動の担い手育成。
- ・地域社会全体で文化財を保存・活用するしくみや基盤の確立・整備。
- ・指定から半世紀以上が経過した文化財も多く、所有者・管理者が高齢化あるいは代替わりしたことにより継承が困難。
- ・文化財を保存管理する担い手の不足。
- ・未指定文化財の所有者が死亡し、跡継ぎ者も確認できなかったために文化財の所在を把握できなかった例があった。今後類似の事例は増えるものと思われ、所有者を失った文化財の保存継承が課題。
- ・無形文化財については、継承者が少なく、存続が危ぶまれているものも複数ある。
- ・所有者（管理団体）の高齢化により次代の担い手が心配される。また、行政側では専門職員ではないため他業務との兼務による多忙化、専門職員配置に関する予算等が課題となっている。

（文化財の保存や活用に対応する職員に関すること）

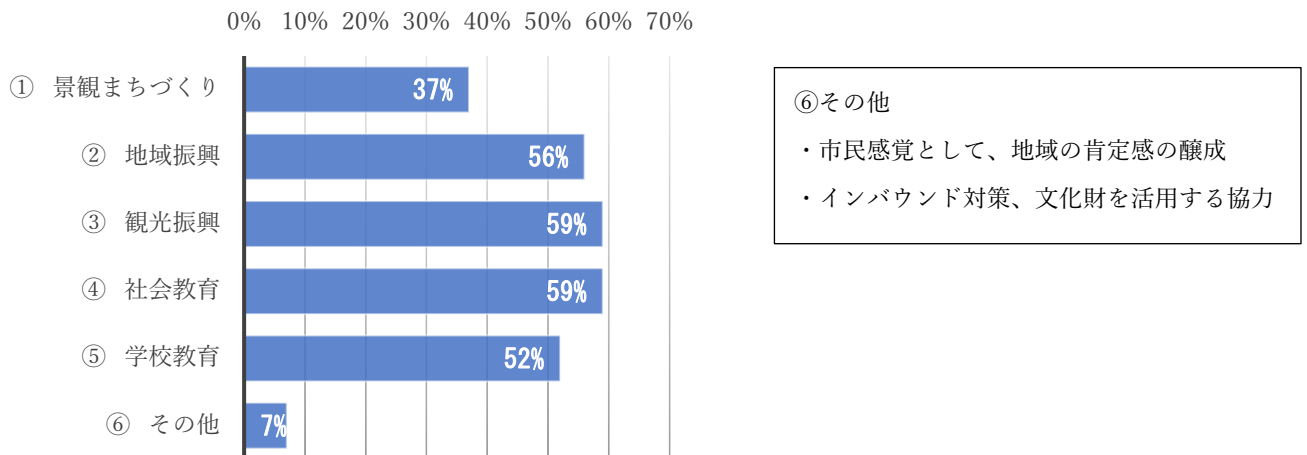
- ・業務は芸術文化振興業務も包括するため、文化財保存もままならないのが現状であり、まして活用まで手が回らない。
- ・文化財に造詣の深い職員の配置。
- ・活用事業の企画、実行を行う専門知識を持った人材の確保。

- ・行政枠を超えた広域な文化財ネットワークの構築。
- ・文化財専門で活動する人員が集落支援員 1 名のみで、保存活用の両立が難しい。
- ・課題は、山積しているが、とくに文化財保護行政を永続させるための質の高い文化財専門職員の確保は、喫緊の課題。また、民俗文化財担い手や、建造物の所有者の高齢化や相続の問題などへ対応する、文化財の「継続的な保護」を図るしくみづくりも早急に求められる。
- ・合併以来、専門的スキルを有する文化財担当職員の新規採用を行なって来なかったため、専門職員の年齢層が大幅に高くなっており、後継となるべき若手職員が皆無の状態。
- ・現在は、専門スキルが無い一般事務職員が他業務の片手間の中で文化財業務を行っており、疎かになっている面がある。今後、文化財の保存や活用を考えてくのであれば文化財専門員の配置は必須。
- ・文化財保護法の改正に伴う観光面への活用之际して、観光立村を掲げる弊村としては、これに積極的に取り組みたいところではあるが(担当としては)、文化財の新規指定も含め、お飾りや名誉職ではなく本当の有識者や専門人材による掘り起しを実施したい。
- ・町には文化財の保有数が多くないことから専門職を配置することが困難。担当職員も他の業務と兼務であるため、専門知識を身に付けることは難しい。

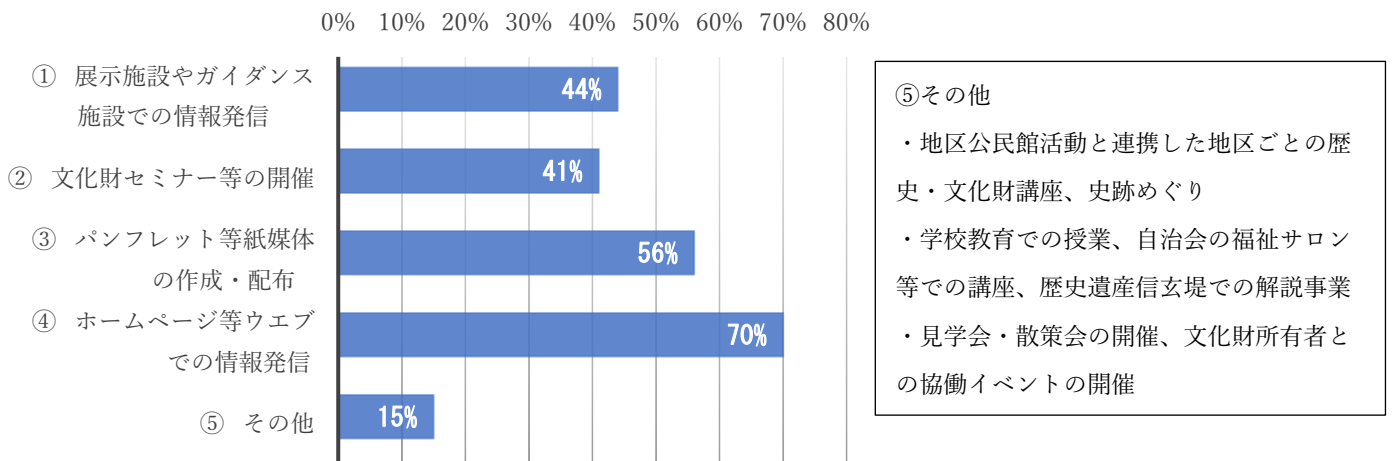
(文化財の保存活用に対する経済的負担等に関すること)

- ・所有者が自治会やそれ以下の小さな単位で行われている場合、保存継承への意識が希薄になっているため、日常の維持管理もままならない状況がある。特に天然記念物は維持管理にまとまった費用が定期的にかかるが、その負担に耐えられない管理者も存在し、文化財自体を不要と考えている人も多い。
- ・大きな負担をかけても保存継承すべき文化財を選定する現実的な対策(指定文化財のなかでのランク付け)も考えざるを得ない。
- ・現実の課題として、指定解除を弾力的に運用することも考えざるを得ない。
- ・町指定有形文化財のうち、木造の建造物の件数が多く、保存修理が必要になった際に十分な予算(補助金)が確保できるかが課題。
- ・財政難のため、有形文化財の修繕などについては年次計画を立て順次実施している。
- ・過疎地域、限界集落での文化財保存継承には、首都圏からの関係人口の呼び込みなどの方策が必要と考えるが、既存の補助事業の枠組みでは対応できず、財源不足が課題。
- ・活用を行うにあたって、情報の発信、啓発、活用の拠点となる施設の整備。

2 今後、特に強化したい文化財の活用の方向性は（複数回答可）



3 文化財の情報発信や啓発事業として行っていること（複数回答可）



<情報発信や啓発事業における課題 主なもの>

(マンパワーに関すること)

- ・専門員が不在であるため、2～3年で移動する一般事務職員が文化財の問い合わせを受けても回答が簡単な内容になってしまう。問い合わせをしてくる人は文化財に興味があり研究している人が多いため、専門的な知識を求めているが対応できないことがある。
- ・ウェブでの情報発信をしているが、内容は更新されておらず、当町の文化財全てが掲載されているわけではない。
- ・人員不足により、文化財関係の情報発信が担当者個人の SNS によるものみに頼っていること。資料館はオープン当初の物しかなく、内容が不十分なままである。
- ・地域人口が限られ、資料館、セミナーでの情報発信、啓発活動には限界を感じる。一方、地域住民は居住する地域の歴史への関心は高い。したがって、今後は地区公民館活動との連携を強化し、地域

の歴史、文化財めぐりなどを通じた歴史、文化財の情報発信、啓発活動を展開したい。

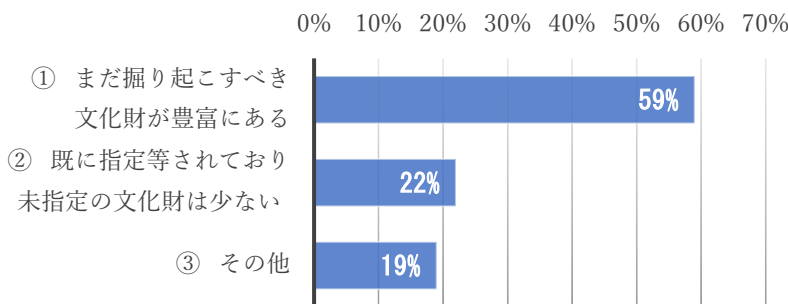
(手段や技術的な課題に関すること)

- ・市内には文化財の適切な保存・管理、収集、調査研究、展示公開、教育普及を行う博物館等の専門機関がなく、市にどのような文化財が存在し、どのような価値があるのか、市民に適切に伝える手段が確立されていない。
- ・情報発信・普及啓発については、各館での発信や講座、パンフレット、ホームページなどそれぞれ実施している。ただし、総合的な計画や戦略をもって実施できていないことが現状の課題といえる。
- ・文化財情報の多言語化。
- ・単なる紹介にとどまっている。
- ・公立の展示施設がないため文化ホールの会議室で文化財等を公開しているが、施設の構造上展示に限界があるため十分な情報発信ができない。
- ・文化財に関するパンフレットが古くなってきているため更新が必要。
- ・町域に所在する文化財のホームページの整備が十分に行われていない。

(その他)

- ・自動車移動者が多く、駐車スペースの関係でセミナー等の会場確保が難しい。
- ・セミナー等は人気が高くリピーターも多いものの、老年層が多く青年層・壮年層の参加が少ない。
- ・テーマが歴史系であると参加者多く、文化財系であると半減する傾向がある。

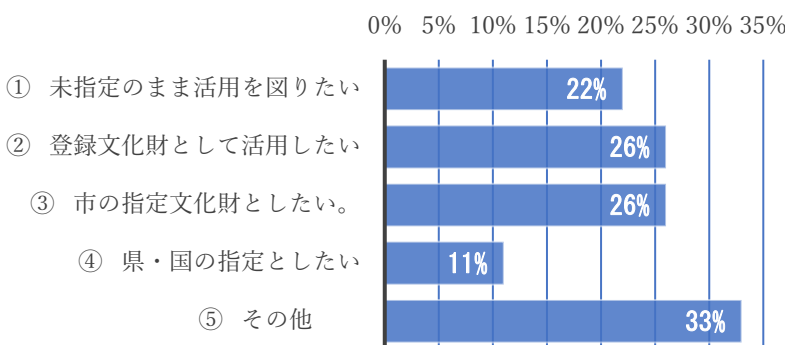
4 未指定の文化財について



③その他

- ・文化財指定の可能性はあるものは存在するが、十分に把握されていない。
- ・どの程度のものがあるのか把握しきれていないため、管理状況を含め調査が必要

5 未指定の文化財の活用方法について(複数回答可)

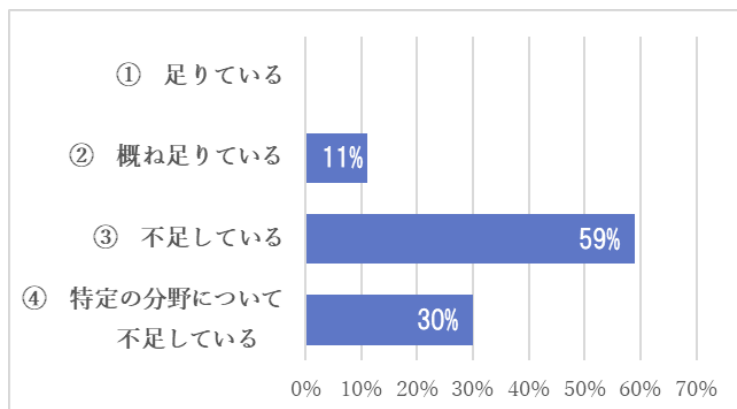


⑤その他

- ・所有者の意向を踏まえながら検討する
- ・未指定の文化財についても積極的に活用を図り、その必要性に応じて、指定・登録を検討していく
- ・指定と未指定、それぞれの長所を活かした活用方法を検討する
- ・調査等が出来ていない状態の為把握が困難

Ⅱ 文化財の保存・活用を図るために県が講ずる措置に関すること

1 文化財の保存と活用を図る上で、業務にあたる人材は足りていますか



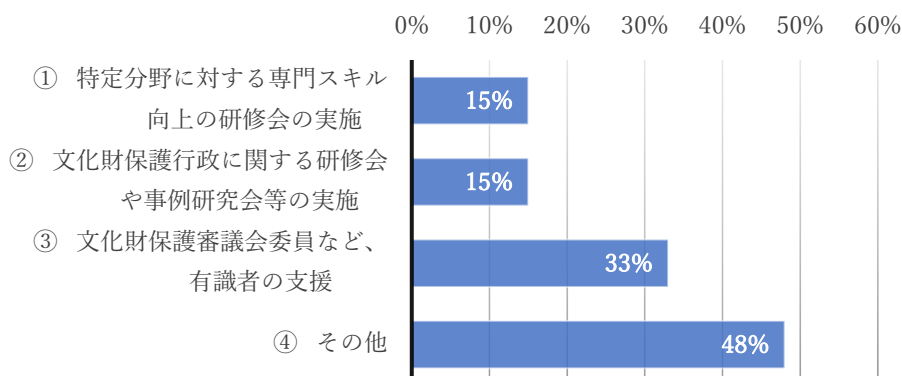
④不足する分野

- ・埋蔵文化財
- ・学芸員
- ・建造物、古文書、民俗
- ・動植物、天然記念物
- ・文化財の活用

※②と④の重複回答を修正

2 1の設問で③④と答えた市町村に伺います。不足を補うために必要な支援は何ですか。

(複数回答可)

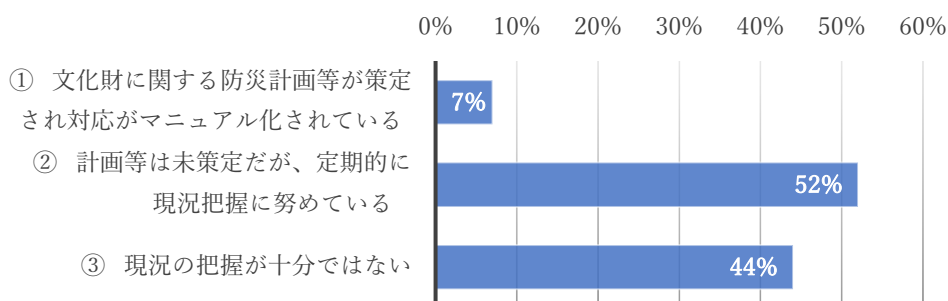


④その他

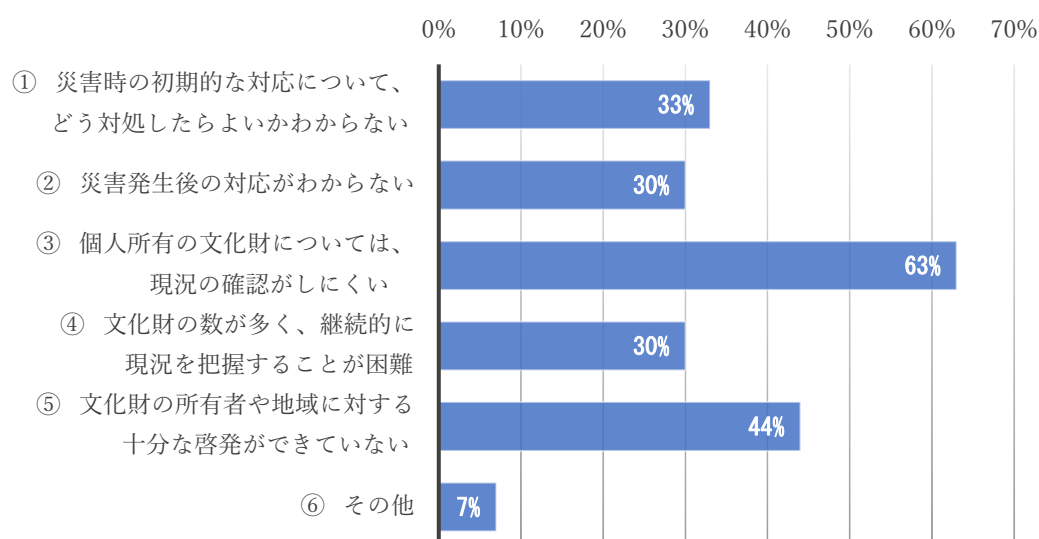
- ・人員確保のための支援
- ・市町村も含め、県全体をあげて、人材確保に向けた活動
- ・他町村との専門職員について共同配置等の支援・専門職員の採用、配置
- ・補助金や埋蔵文化財に関する事務の効率化
- ・建造物・天然記念物・民俗等の分野における県の支援
- ・県文化財行政の中で保存と活用の指針や大綱を作成し、大々的にマスコミを通じ情報発信を行う
- ・大学、民間機関との連携
- ・市町村単独で専門職員の配置は難しいため、県からの派遣

Ⅲ 防災・災害発生時等の対応に関すること

1 防犯・防災対策について該当するものをお答えください

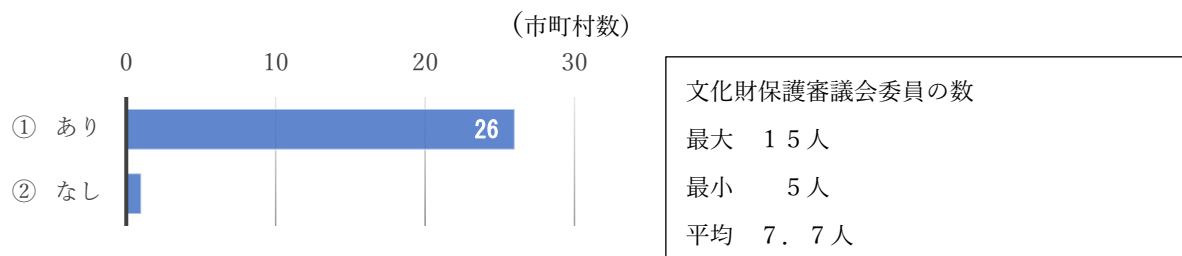


2 防犯・防災対策に関する問題等について（複数回答可）

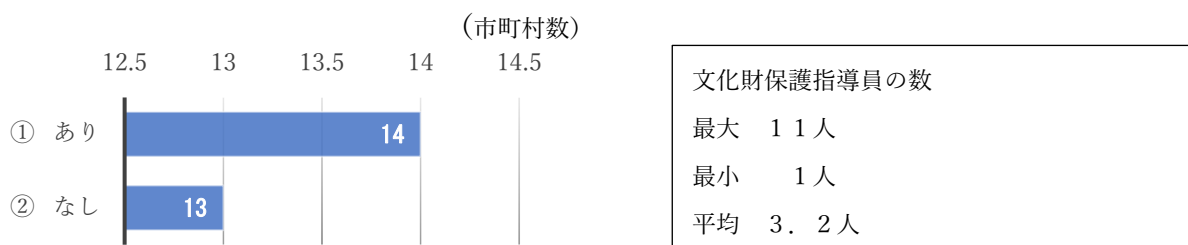


IV 文化財の保存・活用の推進体制に関すること

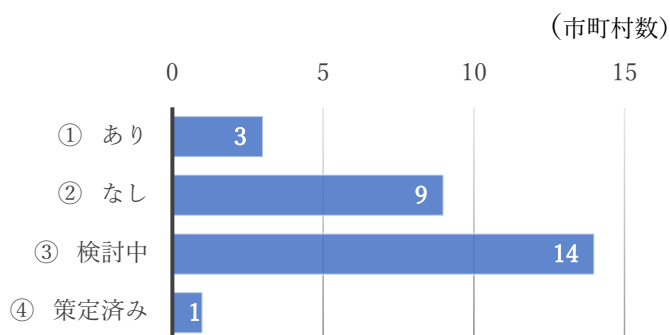
1 文化財保護審議会(文化財の指定・解除等の審議を行う)の設置



2 文化財保護指導委員等(域内の文化財を巡視し、保全状況の確認等を行う)の設置



3 文化財地域保存計画の策定予定はありますか



4 域内において、文化財の保護と活用に関連した活動を行う民間の組織や団体等がありますか。

